

第4次静岡市男女共同参画行動計画等進捗状況調査 報告書

(令和6年度取組実績)

(ページ)

I 進捗状況概要一覧	3～ 14
II 個別事業進捗状況一覧	15～ 41
III 参考資料	42～ 49

静 岡 市

I 進捗状況概要一覧

I 進捗状況概要一覧

1 全体の集計結果

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度 外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画 の推進に対する 寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標1】ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進								
(1)ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供	1	1	0	0	0	1	100%	No.2「各種指標調査の実施」では、本行動計画の推進に係る各種指標の調査・分析を行った。
(2)固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実	9	8	1	0	0	0	100%	No.10「男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催」では、男性の家事育児の参加を促す講座を各施設で実施したことにより、男女協働参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現に寄与した。
(3)ジェンダー平等に関する国際理解の推進	3	3	0	0	0	0	100%	No.12「国際的な情報の収集、提供」では、静岡市女性会館の図書コーナーにおいて、海外の情報を扱った新たな書籍を購入・配架することで、国際的な視点での男女共同参画の情報等を市民に提供できた。
小計	13	12	1	0	0	1	100%	

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかつたが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかつた
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度 外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画 の推進に對す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標2】ジェンダー平等と人権を尊重する教育の実施 重点目標								
(1)幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進	7	5	1	0	1	1	86%	No.16「保育教諭に対する研修の充実」では、性的少数者関連施策の研修を、私立子育て施設園長向けにオンラインで実施することにより、幼少期からのジェンダー平等に関する教育の推進に寄与した。 <D評価の事業> No.21「中学生を対象とした男女共同参画の啓発」 中学生向けの男女共同参画副教材の作成・配布を予定していたが、これらの効果及び実施方法の改善を検討した結果、当年度における副教材の作成は見送り、次年度に各種相談窓口等を掲載した啓発カードを作成することとしたため。
(2)人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実	6	6	0	0	0	0	100%	No.24「人権の尊重に関する啓発活動の実施」では、人権の尊重をテーマとした各種啓発活動を実施し、市民の人権意識向上を図った。
(3)ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信	6	6	0	0	0	0	100%	No.50「男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインの府内周知」では、府内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、府内での活用を図ることで、男女共同参画の視点に立った広報物の作成を促した。
(4)多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実	9	9	0	0	0	1	100%	No.39「性の多様性」に関する啓発の実施では、LGBTQなどの性的マイナリティを理解し、支援する"アライ"を養成する市民向け講座や、性の多様性とLGBTQに係る市政出前講座(3件)を実施したほか、学校出前講座(No17)でも性の多様性に触れた講義を行い、参加者に対して、性の多様性の理解促進を進めることができた。
小計	28	26	1	0	1	2	96%	

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかつたが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかつた
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度 外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画 の推進に對す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標3】 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 重点目標 ※DV防止兼ねる								
(1)DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備	11	11	0	0	0	1	100%	No.49「DV防止に関する講演会等の開催」では、女性へのDV防止啓発講座「子ども目線で見つめ直す夫婦の関係」の開催や、デートDV防止に係る学校出前講座の実施を通じ、DV防止やDV被害者とならないための意識啓発ができた。
(2)ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実	4	4	0	0	0	0	100%	No.46(再掲)「若者を対象としたDV防止対策の実施」では、市内中学校において、人との付き合い方についての出前講座を実施し、受講生徒に対してデートDVを未然に防ぐための意識啓発ができた。
(3)ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備	20	20	0	0	0	1	100%	No.62「女性のための支援者養成講座の実施」では、女性支援に関わる人を対象とする交流会や講座を行うことで、女性特有の困難を理解し、悩みを受けとめ、適切に支援につなげができるネットワークを作ることができた。また、女性支援に関わる人のスキルアップを図ることができた。
(4)被害者の安全確保の徹底	7	7	0	0	0	0	100%	No.68「緊急時における安全確保」や、No.71「住民票の交付等におけるDV等被害者の保護」、No.72「国民健康保険被保険者情報の厳重な管理によるDV等被害者の保護」等により、被害者の安全確保に務めた。
(5)被害者の自立支援の充実	22	20	2	0	0	0	100%	No.79「母子生活支援施設等への入所」やNO.81「被害者の子どもに関する就学の支援」等を通じ、被害者の安全確保と自立支援に寄与した。
(6)被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化	15	15	0	0	0	0	100%	No.89「関係機関によるネットワーク構築」では、警察、静岡県の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体等と必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。
(7)加害者の再発防止と更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化	4	3	0	1	0	0	75%	No.94「加害者・被害者対応についての調査・研究」では、府内職員向けにDVの基礎知識や2次加害を防ぐための講義を実施し、DV被害者・加害者への適切な対応をするための情報提供ができた。 <C評価の事業> No.96「加害者相談機関の情報提供」 加害者相談に関する民間団体のリストアップ及び府内女性相談員・女性相談担当職員等への情報共有を予定していたが、加害者相談を行っている民間団体等のリストアップが完了しなかつたため。
小計	83	80	2	16	0	2	99%	

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかつたが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかつた
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画の推進に対する寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標4】性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障								
(1)性差及びライフステージに応じた健康支援	16	16	0	0	0	0	100%	No.102「妊娠婦健康支援事業の実施」やNO.106「各種検診の実施」、No.107「健康づくりに関する講座等の実施」を行い、性差やライフステージにあわせた、適切な健康支援ができた。
(2)セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する教育及び啓発の推進	3	3	0	0	0	0	100%	No.113「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発」では、高校1年生を対象にリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から講座を開催し、心身両面における健康支援を行うことができた。
(3)性に関する相談体制の充実	14	14	0	0	0	0	100%	No.116「女性相談・男性相談・にじいろ電話相談の相談員に対する研修の充実」では、各相談員に対する研修や、有識者による実際の事例に関する指導・助言を行い、相談員の技術向上を図った。
小計	33	33	0	0	0	0	100%	

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかつたが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかつた
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度 外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画 の推進に對す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標5】困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備								
(1)高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援	13	12	1	0	0	0	100%	No.128「障がい者就職面接会の開催」やNo.61(再掲)「地域包 括支援センターによる総合相談等の実施」を通し、障害のある人 の就職に関する支援や、高齢者が抱える問題の解決に向けた支 援を実施できた。
(2)ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭等)への支援	4	4	0	0	0	0	100%	No.133「母子家庭等日常生活支援事業」では、日常生活に支障 が生じているひとり親家庭に対し、支援員を派遣し、子育て支援 及び生活支援を行うことができた。
(3)貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援	3	3	0	0	0	0	100%	No.134「不就労状態にある若者への支援」では、就労に悩みを 持つ若年無業者やその保護者を対象に、セミナーや出張相談、心 理カウンセリングを実施することにより、就労について個々に 様々な困難を抱える人の課題に寄り添う支援を行った。
(4)外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整 備	4	4	0	0	0	0	100%	No.64(再掲)「静岡市多文化共生総合センターの運営」では、外 国籍市民等からの生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい 日本語で行うことで、在住外国人が安心して暮らすための相談 窓口を整備することができた。
(5)性的少数者への支援	6	6	0	0	0	0	100%	No.137「性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」では、 性的マイナリティの方、その家族や周囲の方が気軽に参加できる 交流の場を提供し、孤立感の解消等につなげることができた。
小計	30	29	1	0	0	0	100%	

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかつたが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかつた
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画の推進に対する寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標6】地域における男女共同参画の実現 重点目標								
(1)地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進	5	5	0	0	0	0	100%	No.145「男女共同参画に関する学習グループの活動を発表する場の提供」では、男女共同参画団体登録説明会や卒論・探求学習発表会等を開催し、様々な手段で男女共同参画に関する学習グループ間の交流や活動発表を行う機会を提供できた。
(2)地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進	3	3	0	0	0	0	100%	No.147「地域団体役員への男女共同参画への理解促進」では、葵区・清水区の自主防災組織に向けて「男女共同参画視点の防災」に関する説明を行うことで、各自治会町内会に対する男女共同参画の意識啓発ができた。
(3)男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進	4	4	0	0	0	0	100%	No.151「男女共同参画の視点を持った防災や災害復興に関する出前講座等の実施」では、市内在住の女性を対象に「災害とジェンダー」をテーマに講座を行い、過去の災害等を参考に、避難所がかかる問題を考える機会を提供できた。
(4)男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実	5	5	0	0	0	0	100%	No.153「静岡市女性会館における講座・講演会の開催」では、幅広い世代に、時代のニーズに沿ったテーマの講座や講演会等を実施し、男女共同参画の啓発に努めた。
小計	17	17	0	0	0	0	100%	

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかつたが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかつた
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度 外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画 の推進に對す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標7】男女共同参画の視点にたつたワーク・ライフ・バランスの実現 重点目標 ※女性活躍兼ねる								
(1)男女共同参画の視点をもつたための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進	4	3	0	0	1	0	75%	No.28(再掲)「企業・団体を対象とした出前講座の実施」では、「自分目線で男女共同参画を考えてみよう」などをテーマに5団体・参加者459人に講座を実施することで、多くの人が男女共同参画についての理解を深めることができた。 <D評価の事業> No.157「女性活躍推進協議会開催」 当該協議会の書面開催を予定していたが、男女共同参画審議会の中で女性活躍推進に関する議論もを行い、女性活躍推進協議会としては実施しなかつたため。
(2)男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備	3	3	0	0	0	0	100%	No.11(再掲)「男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催」では、男性の家事・子育ての参画推進を目的としたワークショップを開催し、市民に対し、共働き・共育てるためのヒントを与えることができた。
(3)多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実	29	26	3	0	0	4	100%	No.161「ファミリー・サポート・センターの運営」では、子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との相互援助を支援を行った結果、年間7,384件の利用があり、共働き家庭などが子育てしやすい環境を支援することができた。
(4)多様で柔軟な働き方の推進	2	2	0	0	0	0	100%	No.156(再掲)「多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化」では、女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に取組む事業所の表彰を通じ、女性活躍のロールモデルをはじめ、様々な取組みを発信することができた。
小計	38	34	3	0	1	4	97%	

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかつたが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかつた
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度 外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画 の推進に對す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標8】労働の場における男女共同参画の実現 ※女性活躍兼ねる								
(1)雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進	2	2	0	0	0	0	100%	No.184「労働に関する実態調査」では、市内事業所における雇用形態・勤務時間難度の実態を把握するため、3年に1回の調査を実施し、調査結果を今後の施策の検討に活用するとともに、関係課にも共有を行つた。
(2)労働の場におけるハラスメント防止対策の推進	2	2	0	0	0	0	100%	No.186「労働問題や再就職に関する相談の実施」では、社会保険労務士が専門性のある立場から相談者の課題に直接対応することにより、悩みの緩和や課題の解決を支援することができた。
(3)農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備	3	2	1	0	0	0	100%	No.188「地場産業後継者育成事業の実施」では、技術習得から雇用、独立までの各過程を支援を行う制度の利用者のうち、半数以上が女性であり、地域産業における女性の活躍に貢献できた。
(4)非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援	2	2	0	0	0	0	100%	No.191「企業等に対するキャリアアップ助成金の周知」やNo.192「非正規雇用労働者に対する法制度に関する周知」では、静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策や法制度について隨時周知・情報発信を行つた。
(5)女性の就職・再就職・起業への支援	5	5	0	0	0	0	100%	No.194「女性の就労を支援する学習機会の提供」では、働く若年女性等55人に対し、グラフィックレコーディングやファシリテーションについて講座を実施したことで、女性のキャリア形成の促進ができた。
(6)労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援	4	4	0	0	0	0	100%	No.197「ママきらっ☆カフェ」の開催では、仕事や地域で活躍したい子育て中・育休中のママのために、スキルアップのためのセミナーや地域活動などを紹介し、つなげる機会を提供し、子育て中・育休中の女性の社会復帰に向けた動機づけができた。
(7)男性の家事・子育て・介護への参画促進	5	4	1	0	0	0	100%	No.200「子育てパパトーク事業の実施」では、普段子どもと触れ合う機会が少ない父親に対し、親子での触れ合いや父親同士の交流を促進するための事業へ補助金を交付することで、男性の育児参加に対する意識向上につなげた。
小計	23	21	2	0	0	0	100%	

- A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかつたが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかつた
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標 (施策の方向性)	事業数 (対象年度外を除く)	令和6年度の評価					男女共同参画の推進に対する寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的な事例
		A	B	C	D	-		
【基本目標9】政策・方針決定の場への女性の参画拡大								
(1)市における女性職員の積極的登用	3	2	1	0	0	0	100%	No.201「女性職員の管理職・監督職への登用促進」では、性別にかかわらず、本人の意欲や能力・適正等を踏まえて女性職員も管理・監督職へ登用した結果、管理職に占める女性職員の割合(教員除く)が15.1%となった。
(2)市審議会等への女性のさらなる参画促進	2	1	1	0	0	1	100%	No.204「市審議会等への女性の参画促進」では、各所属への女性委員登用の呼びかけを行ったほか、女性の委員登用に関する問合せ等に委員候補者を紹介するなど、女性委員登用につながるよう取り組んだ結果、令和6年4月1日時点での審議会等における女性委員登用率は 30.9%(令和5年度同調査:30.2%)となった。
(3)事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進	5	4	0	0	1	0	80%	No.207「女性の活躍に関するイベント等の開催」では、育児休業取得率の低い中小企業を対象に、職場全体の意識改革を進めるため、環境整備に関わる経営陣・管理者層に向けて専門家によるセミナーを実施することで、職場における男女共同参画意識の推進に寄与した。 <D評価の事業> No.157(再掲)「女性活躍推進協議会開催」 当該協議会の書面開催を予定していたが、男女共同参画審議会の中で女性活躍推進に関する議論も行い、女性活躍推進協議会としては実施しなかったため。
(4)女性の人材を育成する施策の充実	4	3	1	0	0	0	100%	No.211「女性学級の開催」では、女性のキャリア形成及び能力発揮に寄与する講座を、各生涯学習施設で実施した。
小計	14	10	3	0	1	1	93%	

◆令和6年度実績

事業延べ件数	289	262	13	1	3	10
実事業数	210	188	11	0	2	9
実施率	99.0%					
	内、	A評価	93.5 %	B評価	12	5.5 %

2-(1) 事業No.201 『令和8年度までに、審議会等委員に女性を40%登用』

① 女性委員の割合

公表年度	静岡市		参考		
	割合	調査日	政令指定都市	国	
				割合	基準日
平成17年度	24.4%	H17.4.1	28.2%	30.9%	H17.9.30
平成18年度	25.4%	H18.4.1	0.0%	31.3%	H18.9.30
平成19年度	25.6%	H19.4.1	29.7%	32.3%	H19.9.30
平成20年度	27.3%	H20.4.1	0.0%	32.4%	H20.9.30
平成21年度	28.1%	H21.4.1	31.9%	33.2%	H21.9.30
平成22年度	30.4%	H22.4.1	32.4%	33.8%	H22.9.30
平成23年度	31.7%	H23.4.1	32.5%	33.2%	H23.9.30
平成24年度	32.7%	H24.4.1	33.0%	32.9%	H24.9.30
平成25年度	31.7%	H25.4.1	33.3%	34.2%	H25.9.30
平成26年度	33.0%	H26.4.1	33.4%	35.4%	H26.9.30
平成27年度	31.5%	H27.4.1	33.7%	36.7%	H27.9.30
平成28年度	32.7%	H28.4.1	34.7%	37.1%	H28.9.30
平成29年度	32.4%	H29.4.1	35.3%	37.4%	H29.9.30
平成30年度	31.4%	H30.4.1	35.3%	37.6%	H30.9.30
令和元年度	31.4%	H31.4.1	35.4%	39.6%	R1.9.30
令和2年度	30.4%	R2.4.1	34.9%	40.7%	R2.9.30
令和3年度	29.8%	R3.4.1	35.0%	42.3%	R3.9.30
令和4年度	29.5%	R4.4.1	35.9%	43.0%	R4.9.30
令和5年度	30.2%	R5.4.1	36.2%	42.1%	R5.9.30
令和6年度	30.9%	R6.4.1	36.5%	42.0%	R6.9.30

② 女性委員のいない審議会の割合

公表年度	静岡市			参考		
	割合	審議会数	調査日	政令指定都市平均	国	
					割合	基準日
平成17年度	17.9%	19/106	H17.4.1	14.7%	1.0%	H17.9.30
平成18年度	15.7%	17/108	H18.4.1	13.0%	0.9%	H18.9.30
平成19年度	13.5%	14/104	H19.4.1	11.3%	1.8%	H19.9.30
平成20年度	15.5%	15/97	H20.4.1	10.5%	1.8%	H20.9.30
平成21年度	13.2%	12/91	H21.4.1	8.0%	2.8%	H21.9.30
平成22年度	9.1%	8/88	H22.4.1	6.5%	2.9%	H22.9.30
平成23年度	8.6%	7/81	H23.4.1	6.5%	2.8%	H23.9.30
平成24年度	7.6%	7/92	H24.4.1	7.3%	2.8%	H24.9.30
平成25年度	8.2%	7/85	H25.4.1	9.8%	2.7%	H25.9.30
平成26年度	9.2%	9/98	H26.4.1	9.5%	1.7%	H26.9.30
平成27年度	12.6%	12/95	H27.4.1	10.1%	1.7%	H27.9.30
平成29年度	8.3%	8/96	H29.4.1	7.9%	3.3%	H29.9.30
平成30年度	12.6%	15/119	H30.4.1	7.7%	2.5%	H30.9.30
令和元年度	12.0%	15/125	H31.4.1	5.3%	1.6%	R1.9.30
令和2年度	11.1%	13/117	R2.4.1	4.5%	2.4%	R2.9.30
令和3年度	9.6%	12/125	R3.4.1	4.6%	0.0%	R3.9.30
令和4年度	11.5%	15/131	R4.4.1	4.9%	0.8%	R4.9.30
令和5年度	10.5%	14/133	R5.4.1	6.0%	0.0%	R5.9.30
令和6年度	10.5%	14/133	R6.4.1	3.8%	1.6%	R6.9.30

※1 政令指定都市の出典は、大都市男女共同参画行政主管者会議(H25~27)、H28~30及びH24年度以前は『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)』(H28~30,H24以前)による。個々の政令指定都市の調査日は不統一である。

※2 国の出典は、『国の審議会等における女性委員の参画状況調べ』(内閣府)による。

2-(2) 静岡市審議会等女性委員登用率

令和7年4月1日現在

審議会等登用状況 局別集計一覧

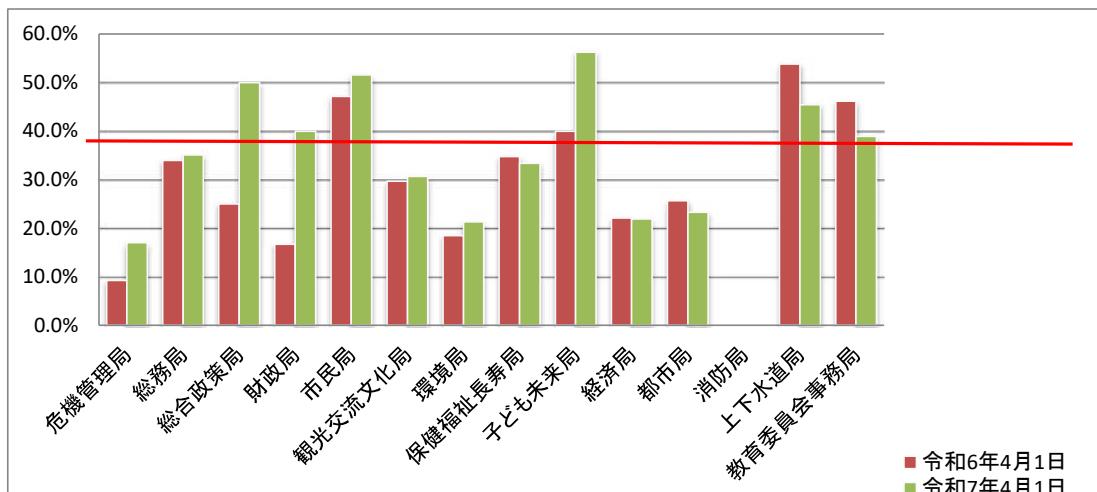
局部名	審議会数	うち女性委員不在の審議会数	男性委員(人)	女性委員(人)	委員合計(人)	女性登用率	前回調査(R6.4.1)	増減
危機管理局	2	0	68	14	82	17.1%	9.3%	↗
総務局	7	2	24	13	37	35.1%	34.0%	↗
総合政策局	1	0	5	5	10	50.0%	25.0%	↗
財政局	1	0	3	2	5	40.0%	16.7%	↗
市民局	7	0	31	33	64	51.6%	47.2%	↗
観光交流文化局	11	1	70	31	101	30.7%	29.7%	↗
環境局	10	1	96	26	122	21.3%	18.5%	↗
保健福祉長寿局	44	3	482	242	724	33.4%	34.8%	↘
子ども未来局	4	0	14	18	32	56.3%	40.0%	↗
経済局	13	3	89	25	114	21.9%	22.1%	↘
都市局	18	2	138	42	180	23.3%	25.7%	↘
建設局	1	0	5	1	6	16.7%	16.7%	→
消防局	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
上下水道局	1	0	6	5	11	45.5%	53.8%	↘
教育委員会事務局	10	1	47	30	77	39.0%	46.2%	↘
合計	130	13	1,078	487	1,565	31.1%	30.9%	↗

※調査基準日において、未組織・休止中(21件)の審議会等は除く。

静岡市行財政改革推進審議会、静岡市特別職報酬等審議会、静岡市サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委員会、静岡市競輪運営協議会、静岡競輪開催業務等一括委託業者選定審査委員会、静岡市災害弔慰金等支給審査委員会、静岡市女性活躍ブランド認定審査委員会、静岡市交通安全対策会議、静岡市芸術文化奨励賞審査委員会、静岡市美術品等審査委員会、静岡市廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議、静岡市不良な生活環境解消推進審議会、静岡市障害者福祉施設等整備運営事業者選考委員会、静岡市特別養護老人ホーム整備運営事業者選考委員会、静岡市伝統工芸技術秀士顕彰審査委員会、静岡市地域産業振興ブランド認証専門委員会、静岡市東静岡地区まちづくり協議会、静岡市みどりの基本計画改定専門委員会、清水船越堤公園Park-PFI事業者選定委員会、静岡市道の駅整備検討委員会、静岡市消防審議会

調査対象外…… 静岡市交通安全対策会議

※女性委員不在の審議会 全133件中13件 割合:9.8% (前年4月1日 10.5%)



II 個別事業進捗狀況一覽

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳											

(基本理念)一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

(8年後の目指す姿)ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡(まち)

社会制度・慣行の見直し

基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

(1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供																				
1	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女の平等感やDV、性の多様性などに関する市民意識調査を定期的に実施します。			● (18歳~)	●	●	●	令和6年度実施予定なし		—	—	—	—	今後の施策推進の基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、結果を公表する。	1,300	—	男女共同参画・人権政策課	4年に1回実施予定。	
2	各種指標調査の実施	本行動計画の推進に必要なデータの調査・分析を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	男女共同参画・人権政策課
(2) 固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実																				
3	ジェンダー平等に関する法令の普及啓発	静岡市男女共同参画推進条例や、男女共同参画社会基本法など、各種法制度の普及啓発を行います。	●	●	●	●	●	●	●	6月の男女共同参画週間展示にて、第4次男女共同参画行動計画概要版を配布し、男女共同参画推進条例などの男女共同参画の理念の普及啓発を図る。		—	静岡市庁1階にて男女共同参画週間にあわせた展示を行い、第4次男女共同参画行動計画等の周知を行った。	—	A	女子さらっ☆ブランド商品や、LGBTQ関連のパネルなどを展示し、来庁者の関心を引きつつ、行動計画の内容についても周知することができたため。	—	—	男女共同参画・人権政策課	
4	情報誌の発行によるジェンダー平等の啓発	男女共同参画情報誌Pas à pas(パザバ)の発行等により、市民に広く男女共同参画についての啓発を行います。	●	●	●	●	●	●	●	HPに男女共同参画をテーマとした啓発情報を掲載する。	64	HPに子育て応援に係る事業実施の報告と共に働き・共育への推進の啓発を兼ねたページを作成し、公開した。	—	A	全国と比べ、静岡市では共働き世帯が多いにもかかわらず、家事・子育ての多くの女性が担っている状況にあるが、子育て応援に係る事業当日の様子や共働き・共育を応援する制度・取組みを紹介し、共働き・共育へのニットにしていくことができた。	—	—	男女共同参画・人権政策課		
5	男女共同参画に関する情報発信を行うグループの育成・支援	男女共同参画に関して情報発信するグループの育成や支援を行います。				●	●	●	●	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	836	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関係する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数669人)	725	A	各女性団体に講座等の開催を委託することで、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。	826	—	男女共同参画・人権政策課		
6	ジェンダー平等の視点を持った書籍・資料等の紹介	ジェンダー平等の視点を持った書籍や資料等を広く市民に紹介します。	●	●	●	●	●	●	●	女性会館事業:女性会館が各所からジェンダー平等に係る情報を収集し、関連した書籍や情報を女性会館内や市内図書館にて紹介・展示する。	指定管理料に含む	女性会館の図書コーナーで毎月異なるテーマで蔵書を展示した。また市立こども園、小中学校に、保育者、教員向けのジェンダー理解に役立つブックリストを送付した。	指定管理料に含む	A	展示を通じ、男女共同参画の意識向上につながる書籍等に関心を持つらうことができた。またブックリストの配布を通じ、保育、教育の現場で必要となるジェンダー視点等について啓発することができた。	女性会館事業:女性会館が各所からジェンダー平等に係る情報を収集し、関連した書籍や情報を女性会館内や市内図書館にて紹介・展示する。	—	男女共同参画・人権政策課		
7	ジェンダー平等の視点を持った絵本や図書等の紹介	男女共同参画の視点を持った絵本や図書等を広く市民に紹介します。	●	●	●	●	●	●	●	全館で男女共同参画に関する自館所蔵の図書や、啓発ポスター・パンフレットを展示する。	—	全館で男女共同参画に関する図書展示やポスターなどによる啓発を実施した。	—	A	男女共同参画について広く啓発することができた。	—	関連書籍の貸出につながるよう、図書館公式X等で広報を行う。	中央図書館		
8	ユニバーサルデザイン推進リーダーの設置	各課にユニバーサルデザイン推進リーダーを設置し、各課の事業におけるユニバーサルデザインの推進を計ります。				●	●	●	●	各課にユニバーサルデザイン推進リーダーを設置し、ユニバーサルデザイン推進会議を1回実施する。その会議にて、今後は各課がユニバーサルデザインに主体的に取組む方向にシフトする旨を周知する。	231	ユニバーサルデザイン推進会議1回実施	185	A	ユニバーサルデザイン(UD)推進会議にて、UDの基本理念「すべての人のためのデザイン」を啓発するための研修を実施するとともに、各課のUDに関する事業の進捗状況を整理・把握することで、市職員へUDの啓発を行うことができた。	今後は各課がユニバーサルデザインに主体的に取組む方向にシフトするため、ユニバーサルデザイン推進会議は実施しない。	91	ユニバーサルデザインの理念は一般的に浸透していると考えられるため、今後は各課が主体的に取り組む方向へシフトする。	景観まちづくり課	
9	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催します。				●	●	●	●	女性会館主催事業:男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	男性11人を対象に「60歳からのセカンド飯ライ」、小学1~3年生と父親11人を対象に「パパと子でつくる!ランチ大作戦」の講座を2回開催(参加者22人)した。	指定管理料に含む	A	男性向けの講座を実施したこと、男性の家事・育児・介護への参加促進に寄与した。	女性会館主催事業:男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	—	男女共同参画・人権政策課		
10	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催	男性のための家事・育児・介護等の実践講座を開催します。				●	●	●	●	生涯学習施設において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中10施設で実施(直近3年の実績を3で割った平均値)	指定管理料の一部	37施設中8施設で開催した。男性向けの料理講座や、子育て講座など幅広い方法で男性の家事・育児参加を促す講座を開催した。	指定管理料の一部	B	男性の家事育児の参加を促す講座を各施設で実施したことにより、男女協働参画の視点にたつたワーク・ライフ・バランスの実現に寄与した。	生涯学習施設において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中10施設で実施(直近3年の実績を3で割った平均値)	—	講座の受講を通して、日頃の家事・育児にも積極的な参加ができるよう、日常生活につながる内容を行う必要がある。	生涯学習推進課	
11	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催します。				●	●	●	●	男性に対する家事・育児等の参画を促進するための講座を市民向け・企業向けに実施する。	1,500	男性の家事・育児等の参画を促進するためのワークショップの開催。市民向け1回、(参加者41人)企業向け2回(延べ参加者47人)	1,172	A	企業向けワークショップはアンケートを取得した参加者全員が「役に立った」と回答した。また、市民向けワークショップについても8割以上が「共働き・共育でするためのヒントが見つかった」と回答しており、男性の家事・育児参画の促進につながったといえるため。	男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座を市民向けに実施するとともに、静岡市に女性が活躍できる企業が多くあることのPRを実施するために、女性活躍ブランドのPRイベントを開催する。	60	働きかける人数を増やすために、より多くの人の目に留まる商業施設等でイベントを実施する。	男女共同参画・人権政策課	

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
(3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進																						
12	国際的な情報の収集、提供	海外の情報や外国を紹介した雑誌、新聞など諸外国の情報が得られる図書資料などを収集し、提供します。	● ● ● ● ● ● ●	女性会館図書コーナーで、海外の情報を扱った図書を購入・配架するほか、新聞記事のクリッピングを行い、情報提供する。	—	女性会館図書コーナーで、海外の情報を扱った図書を購入・配架したほか、新聞記事のクリッピングを行い、情報提供した。	—	A	海外の情報を扱った新たな書籍を購入・配架し、国際的な視点での男女共同参画の情報等を市民に提供できた。	女性会館図書コーナーで、海外の情報を扱った図書を購入・配架するほか、新聞記事のクリッピングを行い、情報提供する。	—	—	男女共同参画・人権政策課									
13	国際的な情報の収集、提供	海外の情報や外国を紹介した雑誌、新聞など諸外国の情報が得られる図書資料などを収集し、提供します。	● ● ● ● ● ● ●	諸外国の情報が得られる図書資料や外国語資料などを収集、提供。	800	諸外国の情報が得られる図書資料や外国語資料などを収集、提供した。(決算額は御幸町図書館での外国語図書資料の購入額)	583	A	諸外国の情報が得られる図書資料や外国語資料などを収集、提供した。団体貸出での需要や外国人読み聞かせボランティアの言語を考慮し、多言語にわたる資料の収集を行った。	諸外国の情報が得られる図書資料や外国語資料などを収集、提供。	800	幅広い言語の資料の収集に努める。	中央図書館									
15	ジェンダー問題に関する国際的な動向の学習機会の提供	ジェンダー問題を国際的な視点から見つめ直すため、国連や各団体等国際的な動きについての学習機会を設けます。	● ● ● ● ● ● ●	女性会館で諸外国におけるジェンダー平等への取組み等にまつわる講座を開催する。	指定管理料に含む	「パワフル台湾」と題し、近年の台湾におけるソーシャルインノベーションやジェンダーギャップ解消等に関する現状を知る講座を開催した。	指定管理料に含む	A	台湾在住の講師による講座を通し、ジェンダー問題等に関する台湾の現状を学ぶ機会を提供できた。	実施予定なし	—	男女共同参画・人権政策課										

基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の実施

(1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進																			
16	保育教諭に対する研修の充実	保育教諭に対して男女共同参画に関する研修を行うことで、幼少期からのジェンダー平等に関する教育の推進を図る。			●	●	●	私立の園長先生向けに性の多様性研修を実施する。	50	性的少数者関連施策の研修を、私立子育て施設園長向けにオンラインで実施した。(延べ視聴者数55名)	40	A	アンケートによると、研修の理解度は96%で、園長先生に向けて効果的に研修を実施することができたため。	R7実施なし	—	—	男女共同参画・人権政策課		
17	保育教諭に対する研修の充実②	各種研修会において、男女共同参画の考え方を推進します。			●	●	初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	初任者研修において「倫理研修」実施した。	—	A	研修において、計画どおり実施し、働きやすい職場を推進した。	初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	—	幼児教育・保育支援課			
18	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」や、「性の多様性」等に関する内容を盛り込みます。			●	●	・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	・初任者研修会にて、「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施した。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施した。	—	A	・初任者研修会では、静岡市女性会館に協力を得て、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 ・道徳教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性の多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができる研修会となった。	・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	—	それぞれの研修会にてアンケートを実施予定である。そのアンケートの内容をもとに、講師と相談し、現場に即した研修になるよう、より効果的な研修になるよう、改善していく。	教育センター		
19	小中学校教員に対する研修の充実	各種研修会において、ジェンダー平等及び人権の尊重の考え方を推進します。			●	●	実施予定なし	—	実績なし	—	—	—	実施予定なし	—	—	男女共同参画・人権政策課	R5校長向け研修実施済。数年に1回実施予定。		
20	国際理解・多文化理解を深める講座の開催	国際理解や多文化共生理解を深めるための講座や国際交流活動を実施する。	●	●	●	●	●	認定こども園や、放課後こども教室、生涯学習施設等で国際理解講座を実施する。	7	こども園や生涯学習施設等で84回講座を実施した。受講後のアンケートでは、満足度が100%であった。	0	A	計画どおり実施し国際理解や多文化共生に興味を持つきっかけを提供することができた。	認定こども園や小学校で国際理解講座を実施する。	7	引き続き国際理解や多文化共生理解を深めるための講座や国際交流活動を実施する。	国際交流課	R7年度からは市政出前講座・生涯学習交流館での講座は廃止。	
21	中学生を対象とした男女共同参画の啓発	中学生向けの男女共同参画副教材を作成し、各学校での活用を促します。		●			中学生向けの男女共同参画副教材を作成し、各学校(市立中学、国・県・私立中学での希望校)での活用を促す。	159	副教材の作成及び活用実績なし。	—	D	中学生向けの男女共同参画副教材の効果及び実施方法を改善するよう検討した結果、当年度における副教材の作成は見送り、次年度に各種相談窓口等を掲載した啓発カードを作成し、中学校出前講座等とあわせて配布する。	中学生向けの男女共同参画副教材ではなく、各種相談窓口等を掲載した啓発カードを作成し、中学校出前講座等とあわせて配布する。	159	市内全中学校へ副教材を配布していたが、適正に活用されていないため、配布先を中学校出前講座実施校等に限定し、中学校出前講座と連携することで適正に活用されるように実施する。また内容を副教材ではなく、相談先等が記載された啓発カードに変更する。	男女共同参画・人権政策課			
22	自立を育む職場体験学習推進事業	職場体験学習の実施にあたり、性別にとらわれず、自分のなりたい姿を描けるように男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を行います。	●	●			新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を行った上で、自立を育む職場体験学習推進事業を実施する。キャリア教育推進についての内容周知を行う。	72	市立の全中学校で、学校の実情に合わせて、職場体験学習を行った。市立の全小中学校のキャリア教育を推進することができた。	75	A	職業によって男女を決めることなく、子どもたちが選ぶことを大切に体験場所を決定することができた。	自立を育む職場体験学習推進事業を実施する。キャリア教育推進についての内容周知を行う。	76	男女共同参画の観点を踏まえたキャリア教育の推進に向け、各小中学校のキャリア教育担当者に研修を行う。	学校教育課			

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
23	園児の保護者に対する啓発	園児児童生徒の保護者に対する男女共同参画に関する啓発を行い、幼少期からのジェンダー平等の教育の推進を図る。				●	●	●	園児児童生徒の保護者に対する男女共同参画に関する啓発の講座を実施する。	指定管理料に含む	静岡市女性会館図書コーナー等にて、親子向けに男女共同参画に関する絵本の読み聞かせを実施した。(毎月1回)	指定管理料に含む	B	保護者向けの講座は実施できなかつたが、男女共同参画に関する絵本の読み聞かせを通して、児童とその保護者に対してジェンダー平等に関する教育・啓発に寄与することができた。	静岡市女性会館図書コーナー等にて、親子向けに男女共同参画に関する絵本の読み聞かせを実施する。(毎月1回)	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課			
(2) 人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実																					
24	人権の尊重に関する啓発活動の実施	人権の尊重をテーマとした各種啓発活動を実施します。	●	●	●	●	●	●	人権サッカー教室、スタジアム啓発、人権フェスティバルを各1回実施し、市民の人権意識向上を図る。	2,200	人権サッカー教室、スタジアム啓発、人権フェスティバルを各1回実施した。	2,200	A	啓発活動を通して、市民の人権意識向上を図ることができたため。	人権サッカー教室、スタジアム啓発、人権フェスティバルを各1回実施し、市民の人権意識向上を図る。	2,365	—	男女共同参画・人権政策課			
25	ジェンダーに関する専門的な学習の機会の提供	様々な社会的課題とジェンダー視点でとらえた機会を提供します。			●	●	●	●	全講座においてジェンダー課題への気づきや解決の糸口を見つけることができるよう工夫し開催する。	指定管理料に含む	全講座においてジェンダー課題への気づきや解決の糸口を見つけることができるよう工夫し開催した。	指定管理料に含む	A	全講座においてジェンダー課題への気づきや解決の糸口を見つけることができるよう工夫し開催した、「ジェンダー平等」について専門的な講師から解説を行った。	全講座においてジェンダー課題への気づきや解決の糸口を見つけることができるよう工夫し開催する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課			
26	道徳教育の充実	「しづおか学-BOOK(マナーブック)」等を活用することにより、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てます。	●	●					「しづおか学-BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道徳教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勧めた。	—	「しづおか学-BOOK(マナーブック)」に市全体で50.8%の活用率であった。道徳科の授業だけでなく、学活の時間での活用、社会科見学や職場体験事前指導等での活用が見られた。	—	A	「しづおか学-BOOK(マナーブック)」は、「自分を見つめよう」「自分を広げよう」「市民として誇りをもとう」の章で構成されている。それらを通して、自分や地域への関わり方や相手へのマナーの心を考えるきっかけになったため。	「しづおか学-BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道徳教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勧める。	—	教育センター				
27	生涯学習施設等における啓発講座の開催	生涯学習施設等と連携し男女共同参画社会の意識づくりのための啓発的な講座を開催します。			●	●	●	●	地域団体活動推進事業として、生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施する。	(NO. 144に含む)	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関係する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数669人)	—	A	男女共同参画に関係する講座や講演会を当初の予定どおり開催できたため。	地域団体活動推進事業として、生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施する。	(NO. 144に含む)	—	男女共同参画・人権政策課			
28	企業・団体を対象とした出前講座の実施	企業・団体等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための出前講座を実施します。	●	●	●	●	●	●	広報紙や市HPで市政出前講座について募集し、希望する企業・団体に対し出前講座を実施する。	—	申込みのあった団体(5団体、参加者459人)に対し、出前講座を実施した。(テーマ「自分目線で男女共同参画を考えてみよう」)／多様な性をもつと身近に)	—	A	令和5年度より多くの講座の申込みがあり、多くの人が男女共同参画について理解を深めることができたため。	広報紙や市HPで市政出前講座について募集し、希望する企業・団体に対し出前講座を実施する。	—	—	男女共同参画・人権政策課			
29	多文化共生啓発事業	静岡市多文化共生のまち推進事業の理念を啓発し、多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	様々な文化・習慣の理解ややさしい日本語を習得する講座、交流イベント、多文化共生センター養成講座を実施する。	1,332	市内各所で多文化理解や交流を深めるためのブース出展ややさしい日本語講座を行った。また、全5回の多文化共生センター養成講座を実施した。	764	A	計画どおり実施し、多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図ることができた。	関係各所と連携により多文化共生の推進を行う。	0	引き続き多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図るために、各種団体との協働を図る。	国際交流課 やさしい日本語講座、交流イベント(わいわいワールドフェア)及び多文化共生センター養成講座はR6年度で廃止。			
(3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信																					
30	男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインの庁内周知	男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインを庁内に周知するとともに、適宜見直しを行います。	●	●	●	●	●	●	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図る。	—	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図ることができた。	—	A	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図ることで、男女共同参画の視点に立った広報物の作成を促した。	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図る。	0	—	男女共同参画・人権政策課			
31	男女共同参画の視点に配慮した広報紙の作成	広報紙「広報しづおか」について、男女共同参画の視点に立った紙面作成を行います。	●	●	●	●	●	●	継続して、男女共同参画の視点から、広報紙の紙面を作成する。	53,871	広報紙の紙面作成においてイラストや文章表現など、男女共同参画に配慮した。また、R6年6月は男女共同参画週間/プライド月間にについて、11月は「女性に対する暴力をなくす運動」を、12月はパートナーシップ宣誓の休日受付について多くの市民に周知するため、広報紙の特記事で紹介した。そのほか、男女共同参画のセミナー等を随時お知らせ記事に掲載した。	51,630	A	男女共同参画の視点に立ち、紙面を作成した。ジェンダー平等に関する複数の事業を特集して掲載することで、市民への効果的に啓発できたため。	・継続して、男女共同参画の視点から、広報紙の紙面を作成する。 ・男女共同参画等の推進月間などに合わせ、市民への周知するため特記事等で広報紙に掲載する。	50,144	—	広報課			
32	各種報道機関を通じた男女の人権尊重に関する積極的な情報提供	男女の人権尊重について、新聞、テレビなどのマスコミを通じて積極的に情報発信を行います。	●	●	●	●	●	●	啓発講座やイベントの開催、審議会の際などに積極的に報道提供を行う。	—	啓発講座やイベントの開催などに関わる報道提供を年間を通じて行った。	—	A	男女共同参画に関わる講座等の情報を広く市民に知らせることができた。	啓発講座やイベントの開催、審議会の際などに積極的に報道提供を行う。	—	—	男女共同参画・人権政策課			
33	メディア・リテラシーをテーマとした講演会等の開催	メディア・リテラシーをテーマにした講演会等を開催します。			●				女性会館主催事業: メディア・リテラシーをテーマとした講演会等を開催する。	指定管理料に含む	高校生向けのライフデザイン講座の1コマでメディア・リテラシーに関する講座を実施した。(参加者84人)	指定管理料に含む	A	高校生を対象に、メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力の向上を支援した。	女性会館主催事業: メディア・リテラシーをテーマとした講演会等を開催する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課			
34	青少年に対するメディア・リテラシー教育の実施	青少年に対して、携帯電話やインターネットの安全・安心な利用に関する啓発を行います。	●	●	●	●	●	●	・啓発リーフレット配布 ・各地区や学校でのインターネット等安全・安心利用研修開催の助成	464	・7月、11月及び2月に啓発リーフレットを作成、計48,600枚配布した。 ・インターネット等安全・安心利用研修開催の助成は2団体計3回実施した。	408	A	青少年に対し、リーフレット配布や研修事業助成することでインターネットの安全・安心な利用に関する啓発を行い、メディアリテラシーの向上に寄与できた。	・啓発リーフレット配布 ・各地区や学校でのインターネット等安全・安心利用研修開催の助成	556	本事業の第4次静岡市男女共同参画行動計画に係る位置づけについて、整理を行う。	こども若者応援課			

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
35	市職員への研修の実施	市職員を対象として男女共同参画についての研修を実施します。					●	●	●	市職員を対象とし、DVに関する研修を実施する。	50	DV被害者対応を内容とした庁内研修を実施し、85人が参加。	50	A	DVについての基礎知識、被害者等への二次被害の防止や適切な対応、DV防止法改正等について学ぶことができた。	市職員及び庁外の女性支援員を対象とし、DVに関する研修を実施する。	70	毎年受講している職員、初めて受講する職員及び庁外の女性支援員のどちらの学びにもなるような講師・内容を検討する。	男女共同参画・人権政策課			
(4)多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実																						
36	保護者に対する啓発	児童生徒の保護者に対して多様な性のあり方に関する啓発を行います。				●	●	●	●	学校向け出前講座において申込用紙に保護者参観の記載欄を設け、保護者の参加を検討する。	No.37に含む	学校向け男女共同参画出前講座開催申込用紙に、児童生徒だけでなく保護者参観につながるよう記載欄を設けた結果、計36名の参観申込があった。	No.37に含む	A	児童生徒だけでなく、その保護者にも多様な性のあり方に関する理解を促すことができた。	学校向け出前講座において保護者参観を受け入れる。	No.37に含む	—	—	男女共同参画・人権政策課		
37	学校向け出前講座による性教育の実施	性教育に関する学校向けの出前講座を開催します。	●	●						市内小・中学校33校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシユアリティ)を実施し、小学生925人、中学生2,303人が受講した。	362	市内小・中学校33校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシユアリティ)を実施し、小学生925人、中学生2,303人が受講した。	359	A	講師を派遣し、自分らしさ・セクシユアリティについて、生徒に考えてもらうきっかけづくりができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	312	—	—	男女共同参画・人権政策課		
38	地域人材を活用した教育活動の充実	地域人材を活用した教育活動の充実のため、男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に周知します。	●	●	●	●	●	●	●	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,964	市立小中学校113校(118校中)で実施。	2,344	A	男女共同参画を実現するための市民活動を促進することができた。	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,957	男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に情報提供及び周知を行う。	学校教育課			
39	「性の多様性」に関する啓発の実施	性の多様性について、市民への理解を促進するため、講演会の開催等を行います。	●	●	●	●	●	●	●	啓発パンフレット「にじいろBOOKしおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。また、市民向けにアライ養成講座(仮)を実施する。	180	LGBTQなど性的マイノリティを理解し、支援する「アライ」を養成する市民向け講座や、性の多様性とLGBTQに係る市政出前講座(3件)を実施した。	163	A	参加者に対して、性の多様性の理解促進を進めることができた。	啓発パンフレット「にじいろBOOKしおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座等を実施する。	—	—	—	男女共同参画・人権政策課		
40	「性の多様性」に関する職員の研修の実施	性の多様性について、職員の理解を深め、市民対応及び職場対応を適切に実施するため、職員研修を開催します。				●	●	●	●	担当職員に対して、性の多様性・性的少数者に関する研修を実施する。	200	管理職:担当職員に対して性の多様性・性的少数者に関する研修を実施する。	64	A	窓口の対応の方法など、業務の中で活用できる題材を研修に組み込んだ結果、参加者の8割以上から所属の事業や職場環境の改善に参考になったと回答を得たため。	R7実施なし	—	—	男女共同参画・人権政策課			
16(再)	保育教諭に対する研修の充実	保育教諭に対して男女共同参画に関わる研修を行うことで、幼少期からのジェンダー平等に関する教育の推進を図る。				●	●	●	●	私立の園長先生向けに性の多様性研修を実施する。	50	性的少数者関連施策の研修を、私立子育て施設園長向けオンラインで実施した。(延べ視聴者数55名)	40	A	アンケートによると、研修の理解度は96%で、園長先生に向けて効果的に研修を実施することができたため。	R7実施なし	—	—	男女共同参画・人権政策課			
17(再)	保育教諭に対する研修の充実②	各種研修会において、男女共同参画の考え方を推進します。				●	●			初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	初任者研修において「倫理研修」実施した。	—	A	研修において、計画どおり実施し、働きやすい職場を推進した。	初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	—	幼児教育・保育支援課			
18(再)	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」や、「性の多様性」等に関する内容を盛り込みます。				●	●			・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	・初任者研修会にて、「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。 ・道徳教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性的多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができる研修会となった。	—	A	・初任者研修会では、静岡市女性会館に協力を得て、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 ・道徳教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性的多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができるものと評価する。 ・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	—	—	教育センター			
19(再)	小中学校教員に対する研修の充実	各種研修会において、ジェンダー平等及び人権の尊重の考え方を推進します。				●	●			実施予定なし	—	実績なし	—	—	実施予定なし	—	—	男女共同参画・人権政策課	R5校長向け研修実施済。数年に1回実施予定。			
28(再)	企業・団体を対象とした出前講座の実施	企業・団体等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための出前講座を実施します。	●	●	●	●	●	●	地域団体活動推進事業として、生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施する。	—	申込みのあつた団体(5団体、参加者459人)に対し、出前講座を実施した。(テーマ「自分目線で男女共同参画を考えてみよう」/「多様な性をもっと身近に」)	—	A	令和5年度より多くの講座の申込みがあり、多くの人が男女共同参画についての理解を深めることができたため。	広報紙や市HPで市政出前講座について募集し、希望する企業・団体に対し出前講座を実施する。	—	—	男女共同参画・人権政策課				

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考			
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳														
18 (再)	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」や、「性の多様性」等に関する内容を盛り込みます。					●	●			・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。		・初任者研修会にて、「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。 ・道徳教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性の多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができる研修会となった。	-	A	・初任者研修会では、静岡市女性会館に協力を得て、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 ・道徳教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性の多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができるとの研修会となった。		初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	-	初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	初任者研修等にてアンケートを実施予定である。そのアンケートの内容をもとに、講師と相談し、現場に即した研修になるよう、より効果的な研修になるよう、改善していく。	教育センター	
26 (再)	道徳教育の充実	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」等を活用することにより、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てます。		●	●					「しづおか学－BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道徳教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勧めた。		「しづおか学－BOOK(マナーブック)」に市全体で50.8%の活用率であった。道徳科の授業だけでなく、学活の時間での活用、社会科見学や職場体験事前指導等での活用が見られた。	0	A	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」は、「自分を見つめよう」「自分を広げよう」「市民として誇りをもとむ」の章で構成されている。それらを通して、自分や地域への関わり方や相手へのマナーの心を考えるきっかけになったため。	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」は、「自分を見つめよう」「自分を広げよう」「市民として誇りをもとむ」の章で構成されている。それらを通して、自分や地域への関わり方や相手へのマナーの心を考えるきっかけになったため。	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」に市全体の活用率を55%にする。資料データの格納場所を周知し、データ活用を推進する。また、活用例を研修会等で紹介する。	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」に市全体の活用率を55%にする。資料データの格納場所を周知し、データ活用を推進する。また、活用例を研修会等で紹介する。	教育センター				
(2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実																							
17 (再)	保育教諭に対する研修の充実②	各種研修会において、男女共同参画の考え方を推進します。				●	●			初任者研修において「倫理研修」実施する。		初任者研修において「倫理研修」実施した。	-	A	研修において、計画どおり実施し、働きやすい職場を推進した。	初任者研修において「倫理研修」実施する。	-			幼児教育・保育支援課			
26 (再)	道徳教育の充実	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」等を活用することにより、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てます。		●	●					「しづおか学－BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道徳教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勧めた。		「しづおか学－BOOK(マナーブック)」に市全体で50.8%の活用率であった。道徳科の授業だけでなく、学活の時間での活用、社会科見学や職場体験事前指導等での活用が見られた。	0	A	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」は、「自分を見つめよう」「自分を広げよう」「市民として誇りをもとむ」の章で構成されている。それらを通して、自分や地域への関わり方や相手へのマナーの心を考えるきっかけになったため。	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」は、「自分を見つめよう」「自分を広げよう」「市民として誇りをもとむ」の章で構成されている。それらを通して、自分や地域への関わり方や相手へのマナーの心を考えるきっかけになったため。	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」に市全体の活用率を55%にする。資料データの格納場所を周知し、データ活用を推進する。また、活用例を研修会等で紹介する。	「しづおか学－BOOK(マナーブック)」に市全体の活用率を55%にする。資料データの格納場所を周知し、データ活用を推進する。また、活用例を研修会等で紹介する。	教育センター				
37 (再)	学校向け出前講座による性教育の実施	性教育に関する学校向けの出前講座を開催します。		●	●					市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	362	市内小・中学校33校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシユアリティ)を実施し、小学生925人、中学生2,303人が受講した。	359	A	講師を派遣し、自分らしさ・セクシユアリティについて、生徒に考えてもらうきっかけづくりができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	312	-		男女共同参画・人権政策課			
46 (再)	若者を対象としたDV防止対策の実施	中学生～大学生といった若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートDV防止の啓発を進めます。			●	●				中学校出前講座を実施し、データDV防止にかかる啓発を行う。	(NO. 36に含む)	市内中学校でデータDVに関する出前講座を実施した。	(NO. 36に含む)	A	人との付き合い方についての出前講座を実施し、受講生徒にデータDVを未然に防ぐための意識啓発ができた。	中学校出前講座を実施し、データDV防止にかかる啓発を行う。	(NO. 36に含む)	-		男女共同参画・人権政策課			
(3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備																							
50	女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館・清水区に開設する。		●	●	●	●	●	●	居場所兼サポート窓口の開設 年間18回	315	居場所兼サポート窓口を開設した。 ふらり11回、ちるり(若年層)7回	315	A	様々な困難を抱えた女性が心を落ち着かせることができるように会場設営、スタッフの対応により、参加者の満足度を高くすることができた。	実施予定なし	-	-		男女共同参画・人権政策課			
51	女性相談、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援	相談員が配偶者等からの暴力被害者、その他の女性の相談に応じ、必要な助言・保護を実施します。		●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	324	事業を継続して実施した。	225	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	事業の継続実施	177	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)				
52	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター機能を果たす体制を整備します。		●	●	●	●	●	●	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。		DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。		A	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	連絡調整等を行い、関係機関との連携を図る。	-	連携強化を継続して図る	福祉総務課				
53	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。				●	●	●	●	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、木、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	-	祝日および年末年始の休暇を除く週3日(月・木・金)、予約による来所相談を実施した。また、専門相談については随時、実施した。	0	A	計画通り実施し、精神保健福祉相談を通じてジェンダーに基づく暴力等についての相談支援に寄与できた。	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、木、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	所内の事例検討を通じて職員の相談対応力の向上を図る。適切な社会資源につながるように職員間で情報共有していく。予約日まで期間が空く相談者に対しては、その時点での助言および他機関の情報提供も行う。	こころの健康センター				

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳											
54	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	● ● ● ● ● ● ●	精神科医による相談 各区にて月1回開催 精神保健福相談員による相談	818	毎月各区1回ずつの精神科医による相談会を設定。相談者なしの日もあり、実施回数は23回、相談件数は36件。 精神保健福相談員による随時相談件数17,658件	564	A	相談内容に性差はなかったが、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要に応じて受診や福祉サービスの支援を行った。	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福相談員による相談	843	精神科医による定例相談件数は前年度比124%と増加したが、より多くの相談者の相談にのることができるように、相談会の周知活動を行っていく。	精神保健福祉課							
55	問題を抱える子どもたちへの対応	小・中学校、高等学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーや教育相談員を配置又は派遣し、児童生徒が抱える心の問題に対して、支援を行う。 また、学校だけでは解決できない複雑な問題については、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員を活用して、学校や関係機関と連携し、支援を行う。	● ● ● ●	スクールカウンセラーを小中学校105校、高等学校2校に配置、配置のない学校については、要請に基づきカウンセラーを派遣する。スクールカウンセラーを小学校に週3時間、中学校に規模に応じて週6~8時間、高等学校に月12時間配置する。 教育相談員を中学校35校に対して実情に応じて週5~20時間配置し、カウンセリング等の支援を行う。小学校22校は週15時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各1人配置(第3支部は2人)、社会福祉の手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校2校については各校1人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげる。	171,833 2,101	【スクールカウンセラー】 小中学校105校に配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーションを行った。(対応件数27,266件) 高等学校2校に対し、生徒や保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーションを行った。(対応件数209件) 【教育相談員】 中学校35校、小学校22校に配置し、児童生徒や保護者との面談や別室登校生への支援などを学校と連携して行った。(対応件数83,207件) 【スクールソーシャルワーカー】 小学校12校(拠点校)に配置し、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣した。面談や家庭訪問を行なうなどニーズに応じて関係機関に繋いだ。(対応件数4,103件) 高等学校2校にそれぞれに配置し、支援ニーズに応じた対応を行った。(対応件数152件) 【訪問教育相談員】 不登校生徒数が多い中学校12校に配置し、家庭訪問を行ったり、妹尾や保護者との面談や電話対応等を行った。(対応件数7,836件)	167,805 1,734	A	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行なうことができた。	スクールカウンセラーを小中学校105校、高等学校2校に配置、要請に基づきカウンセラーを派遣する。スクールカウンセラーを小学校に週3時間、中学校に規模に応じて週6~8時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各1人配置(第3支部は2人)。社会福祉の手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校2校については、各校1人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	174,124 2,101	引き続き、児童生徒や保護者の抱える心の問題や悩みについてはスクールカウンセラーを、学校だけでは解決できない問題については、スクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員を活用し、学校と関係機関の連携を密にして支援を行う。	児童生徒支援課 教育総務課 教育相談員はR7年度から学校教育課へ移管							
56	子ども若者相談センターの運営	0歳から39歳までの子ども・若者に関する相談を受け付けます。	● ● ● ● ● ●	①面接相談受付:平日8時30分~17時15分 ②静岡市24時間子ども若者電話相談:毎日24時間	10,840	こども・若者に関する相談を受け付け、相談者の状況に応じて関係機関と連携し、支援を行なった。面接相談502件、電話相談1906件。	9,735	A	個別の面接相談における継続的な支援のほか、必要に応じて関係機関と連携して取り組むことができた。	①面接相談受付:平日8時30分~17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間 令和7年度より、事業名が「こども若者相談センターの運営」に変更	10,978	引き続き、当センターの周知に努めると共に関係機関との連携のもと相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども若者相談課							
57	障害者虐待防止対策支援(障害者虐待防止センターの設置)	障がい者虐待の通報・届出・相談窓口として虐待防止センターを設置し、障害者虐待の未然防止、迅速な対応、その後の支援等を行い、障害者の権利を擁護します。	● ● ● ● ● ● ●	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,981	静岡市障害者協会に業務委託し、24時間365日の虐待通報・相談受付を実施。コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席した。	2,981	A	障がい者虐待に関する身近な相談先が整備されているため	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,906	虐待防止センター(市が委託する障害者相談支援事業所)との連携を密にし、円滑な虐待対応に継続的に取り組んでいく。	障害福祉企画課							
58	犯罪被害者等支援総合案内窓口	犯罪被害者等に対し必要な支援のできる相談窓口を案内します。	● ● ● ● ● ● ●	・犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介 ・相談窓口を紹介するリーフレットを作成し、関係機関や市民に配布する。 ・犯罪被害者週間(11/25~12/1)中に3区にてパネル展示を実施	366	・犯罪被害者等支援総合案内窓口相談件数10件 ・相談窓口を紹介するリーフレットを関係機関に作成・配布した。 ・犯罪被害者週間(11/25~12/1)中に講演会及びパネル展示(3区で各1回実施)を実施し、相談窓口の周知を図ることができた。	329	A	・相談から状況を聞き取るとともに、適切な窓口を案内することができた。 ・リーフレットを作成し関係機関に配付した。 ・犯罪被害者等支援について紹介するYoutube動画を配信する(1ヶ月間×2回)。 ・犯罪被害者週間(11/25~12/1)中に3区にてパネル展示を実施する。	・犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介 ・リーフレットを関係機関や市民に配布する。 ・犯罪被害者等支援について紹介するYoutube動画を配信する(1ヶ月間×2回)。 ・犯罪被害者週間(11/25~12/1)中に3区にてパネル展示を実施する。	376	・関係機関とのさらなる連携強化を図り、相談者に対し、適切な機関への案内をより円滑に行なう。	生活安全安心課							
59	児童相談所・一時保護所の運営	家庭その他の相談に応じ児童が有する問題や真のニーズ、また児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個一の児童や家庭に最も効果的な遇遇を行なう中で児童の福祉を図り、その権利を保護します。	● ● ● ● ● ●	・相談対応 2,322件 ・面接・観察・指導 適宜実施 ・児童の一時保護 309件	1,517,718	・相談対応 2,346件 ・面接・観察・指導 適宜実施 ・児童の一時保護 286件	1,480,227	A	児童に関する相談機関として、家庭その他の様々な相談に応じ、その解決を支援することができた。	・相談対応 2,346件 ・面接・観察・指導 適宜実施 ・児童の一時保護 286件	1,509,825	児童、家庭に対して適切に支援できるよう、引き続き児童相談所を運営していく。	児童相談所							
60	こども家庭センターの実施	児童に関するさまざまな問題について児童、家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言等を行ないます。	● ● ● ● ● ● ●	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,586	こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。 相談受付件数2,871件	745	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行なうことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	2,038		こども家庭福祉課(各区子育て支援課)							
61	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	地域における高齢者の身近な総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るために成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。	●	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	市内に29センターを設置し、①~③の事業を実施した。 ①113,132件(相談受付延べ件数)、②11,140件(相談受け受け延べ件数)、③264件(会議開催数)	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種を交えながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく。	地域包括ケア推進課							
62	女性のための支援者養成講座の実施	女性の困難を理解する支援者を増やすため、講座や、出前講座を実施する。	● ● ● ● ● ●	女性支援に関わる人を対象とする交流会を1回、出張型の講座を5回実施する。	660	女性支援に関わる人を対象とする交流会を1回、出張型の講座を5回実施した。	581	A	交流会の実施により、女性特有の困難を理解し、悩みを受けとめ、適切に支援につなげることができるネットワークを作ることができた。また、女性支援に関わる人のスキルアップを図ることができた。	実施予定なし(当事業は、基礎講座、発展講座、交流会という3年1サイクルの事業であり、令和6年度で事業サイクルが終了となる)	0	—	男女共同参画・人権政策課							
63	女性支援者用ガイドブックの配布	女性支援のガイドブックを女性支援にあたる機会のある方に配布することで、女性支援の輪を広げます。	● ● ● ● ● ●	女性支援のガイドブックを出前講座等で配布する。	(NO. 62に含む)	女性支援のガイドブックを講座受講者等に配布した。	—	A	ガイドブック配布を通して支援者が相談機関等を知ることができ、困難を抱える女性を専門の相談機関へつなげやすくなることができた。	R7年度は支援者養成事業を実施しないが、その他の機会を活用し、引き続きガイドブックを配布していく。	0	—	男女共同参画・人権政策課							

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考			
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳	65歳以上														
	64	静岡市多文化共生総合センターの運営	外国籍市民等からの生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。	●	●	●	●	●	●	●	多様な言語を話す外国籍市民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	12,678	743件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	11,854	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国籍市民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	13,200	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。	国際交流課				
	65	男性向け電話相談支援者養成講座	静岡市の男性相談員を養成するための講座を実施します。					●	●	●	●	実施予定なし	-	-	-	-	-	-	-	男女共同参画・人権政策課	R6実施済。数年に1回実施予定。			
	66	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	●	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	508	月2回(年間23日)電話相談日を開設し、年間74件の相談に応じた。特に、相談者自身の生き方や夫婦(パートナー)に関することについての相談が多く寄せられた。	419	A	男性の性別役割分担意識に縛られない悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	508	より多くの方に啓発できるよう、広報手段を検討する。	男女共同参画・人権政策課				
	67	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。		●	●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,492件、面接相談153件、法律相談81件、合計1,734件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	-	男女共同参画・人権政策課				
	41(再)	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画情報誌やHP等を活用し、相談先の周知などDV防止に関する情報を提供します。	●	●	●	●	●	●	●	市HPに配偶者暴力相談支援センターなどの相談先情報等の掲載を行う。	-	国・県のDV相談機関についての情報誌を掲載したほか、男女共同参画情報誌にDV相談窓口を掲載した。	-	A	DVについての相談機関を市民に周知することができた。	市HPに配偶者暴力相談支援センターなどの相談先情報等の掲載を行う。	-	-	男女共同参画・人権政策課				
	42(再)	DV・児童虐待防止啓発運動の実施	DVや児童虐待等を予防・根絶するための意識啓発キャンペーンを実施します。(オレンジ&パープルリボンキャンペーン)	●	●	●	●	●	●	●	11月の啓発期間において、あおい塔のパープルライトアップを行う。また、市広報紙に啓発記事を掲載する。	-	・11月の啓発期間において、あおい塔のオレンジ&パープルライトアップを実施した。 ・職員名札を活用した啓発を実施した。	-	A	暴力を生み出さない社会の実現に向けて、市民に対して様々な形でDV防止の啓発ができた。	11月の啓発期間において、あおい塔のパープルライトアップを行う。また、市広報紙に啓発記事を掲載する。	-	-	男女共同参画・人権政策課				
(4) 被害者の安全確保の徹底																								
	68	緊急時における安全確保	日頃の連絡調整等機会を通じ、警察や静岡県女性相談センターとの連携をさらに強化します。	●	●	●	●	●	●	●	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。	-	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	-	A	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図ることができたため。	連絡調整等を行い、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。	-	連携強化を継続して図る	福祉総務課(静岡市配偶者暴力相談支援センター)				
	69	一時保護等の支援	被害者の安全確保を図るため、静岡県配偶者暴力相談支援センターと連携し、一時保護先への同行支援を行います。	●	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	-	事業を継続して実施した。	-	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	事業の継続実施	-	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(静岡市配偶者暴力相談支援センター)				
	70	被害者の子どもに関する情報の保護	被害者の子どもの安全確保については加害者からの問い合わせがあった場合などの対応方法を明確にし、全教職員で共通理解を図り、関係機関との連携を更に強化します。	●	●						被害者の子どもの転出入時の学校連絡等において、児童生徒に関する情報の保護について説明し、二次被害防止に努める。	-	被害者の子どもの転出入時の学校連絡等において、児童生徒に関する情報の保護について説明し、二次被害防止に努めた。	-	A	情報保護を確実に行い、被害者の子どもの安全を確保することができた。	被害者の子どもの転出入時の学校連絡等において、児童生徒に関する情報の保護について説明し、二次被害防止に努める。	-	引き続き、情報保護を確実に行い、被害者の子どもの安全を確保する。	児童生徒支援課				
	71	住民票の交付等におけるDV等被害者の保護	DV及びストーカー行為等の相手方が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不恰当地利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。支援期間については、1年間。(1年ごとの更新)	●	●	●	●	●	●	●	被害者に対する支援措置を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	-	被害者の申出に対し各区役所戸籍住民課にて随時支援措置を実施した。	-	A	DV及びストーカー行為等の相手方から、住民票等からの被害者の住所の探索を防止することにより被害者の保護を図ることで、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めた。	被害者に対する支援措置を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	-	なし	戸籍管理課(各区戸籍住民課)				
	72	国民健康保険被保険者情報の厳重な管理によるDV等被害者の保護	医療保険では、DVの申出や情報提供があつた被害者について、厳重な情報の管理を行います。	●	●	●	●	●	●	●	(葵区、駿河区、清水区)これまでのよう、随時窓口を設け、他課と横の連携を取りながら対応する。	-	(葵区)日常業務の中で被害者情報の厳正な管理に努めた。葵区相談件数1件。 (駿河区)国保加入手続きにおいて、DVIに関する申出情報提供の相談対応あり (清水区)国保手続きの際に被害者情報の外部漏洩しないようおくやみ窓口のプライバースペースを使用した。	-	A	(葵区)随時窓口で相談を受け付け、他課と連携のうえDV被害者の厳重な情報の管理ができたため。 (駿河区)被害者の安全確保に寄与するように努めた。 (清水区)被害者の情報が外部漏洩しないようおくやみ窓口のプライバースペースを使用した。	(葵区)DV被害者である旨の申し出を受けた際に、国保関連で必要な支援を漏れなく実施する。 (駿河区・清水区)これまでのよう、随時窓口を設け、他課と横の連携を取りながら対応する。	-	(葵区)引き続きDV相談者の情報管理を厳重に行い、国保関連で必要な支援について、漏れなく実施していく。	各区保険年金課				
	73	選挙事務における支援措置の実施	選挙人名簿抄本閲覧の際、DV被害者の住所等の情報が漏れないような措置を行います。					●	●	●	選挙事務における支援措置申出書の受理後、迅速に対象者の閲覧制限をかける。	-	年間59件の選挙人名簿閲覧に対し、423人の支援措置対象者について閲覧制限をかけた。	-	A	計画どおり実施し、支援措置対象者の保護に寄与した。	選挙事務における支援措置申出書の受理後、迅速に対象者の閲覧制限をかける。	-	-	市・各区選挙管理委員会事務局				
	74	市域を越えた被害者対応	DV被害者の安全確保を念頭に、市外への転出入手手続きに適切に対応します。	●	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	-	事業を継続して実施した。	-	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	事業の継続実施	-	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(静岡市配偶者暴力相談支援センター)				

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考			
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳	65歳以上														
(5) 被害者の自立支援の充実																								
75	乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●				●	●			継続的な支援の実施。	78,680	4か月児健診 受診者数 3,433人 10か月児健診 受診者数 3,453人 1.6健診 受診者数 3,782人 3歳児健診 受診者数 4,163人	77,278	A	乳幼児への健診・相談業務を通し、育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	76,568		こども家庭福祉課(各区健康支援課)				
76	経済的支援、生活支援	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。 被害者の申し出に基づき、マイナボーナル等での自己情報不開示設定を行い、加害者に情報が閲覧されることを防ぎます。	●	●	●	●	●	●	●	●	(葵区、駿河区、清水区)これまでのように、随時窓口を設け、他課と横の連携を取りながら対応する。	—	(葵区)相談件数1件のうち国保加入実績1件。 (駿河区・清水区)相談対応あり	—	A	(葵区)保険医療機会を確保しつつ、被害者の居場所が特定されないよう配慮し経済・心身の健康等における悩みや支障への対策ができたため。 (駿河区)被害者の保険医療機会を確保しつつ心身の健康等における悩み等に対応できている。 (清水区)被害者の保険医療機会の確保、個人情報漏洩対策の徹底を行ない危害を受けないよう対応ができた。	(葵区)DV被害者が安心して医療を受けられるよう、住民登録外住所地での国保加入や、加害者の社会保険扶養からの職種脱退に関して、適切な案内をしたうえで対応する。また、マイナ保険証等情報連携を不開示することにより、加害者への情報漏洩を防ぐ。 (駿河区・清水区)これまでのように、随時窓口を設け、他課と横の連携を取りながら対応する。	—	(葵区)引き続きDV被害者の保険医療機会を確保しつつ、被害者の居場所が特定されないよう支援していく。	各区保険年金課				
77	被害者の経済的支援	生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。(生活保護、母子父子寡婦福祉資金貸付、健康保険、医療費助成、年金、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援)	●	●	●	●	●	●	●	●	継続的な支援の実施。	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していただため。	継続的な支援の実施	—	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課) 子ども家庭課				
78	市営住宅の一時入居支援	DV被害者を市営住宅に一時的に入居できるよう配慮します。	●	●	●	●	●	●	●	●	DV法の規定に基づき、被害者に 対して困窮する実情に応じて、市営住宅の優先入居を認める。	—	入居実績なし	—	B	実績はなかったが、相談等あれば 対応できる体制を整えており、条件に合致すれば、男女共同参画推進に寄与すると認められるため	DV法の規定に基づき、被害者に 対して困窮する実情に応じて、市営住宅の優先入居を認める。	—	引き続き相談を受ける体制を整え、実情に応じて市営住宅への優先入居を案内する。	住宅政策課				
79	母子生活支援施設等への入所	母子生活支援施設等の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	●	●	●	●	●	●	●	●	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	82,534	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	82,014	A	母子生活支援施設の入所者の多くはDV被害者であり、被害者の安全確保と自立支援に寄与した。	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	82,195		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)				
80	DV被害者に子どもがいる場合の対応	DVは子ども虐待と密接に関係しているため、児童相談所及び各区福祉事務所保育児童課(28年度から子育て支援課)と相互に連携して支援します。	●	●	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	722	代表者会議 1回 実務者会議 定例会:36回 進行管理会議:9回 個別ケース検討会議 随時(延36人)	614	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	692		児童相談所 こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)				
81	被害者の子どもに関する就学の支援	被害者の子どもという特別事情により居住の実態があれば住民登録がなくても就学の通知等の就学手続きをとります。	●	●							関係機関と連絡をとりながら、随時、被害者からの相談に対応し、状況や居住地を確認した上で、就学手続きを行う。	—	令和6年度で新規のDV避難者の静岡市就学は、小学生5人、中学生3人であった。	—	A	必要な就学手続きを行うことで、被害者の子どもの就学機会が確保できた。	関係機関と連絡を取りながら、随時被害者からの相談依対応し、就学手続きを行う。	—	引き続き、関係機関と連絡を密にし、必要な就学手続きを行うことで、被害者の子どもの就学機会を確保する。	児童生徒支援課				
82	要保護児童対策地域協議会の運営	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議等を行う協議会の運営を調整します。	●	●	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	722	代表者会議 1回 実務者会議 定例会:36回 進行管理会議:9回 個別ケース検討会議 随時(延36人)	614	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	692		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)				
83	母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター運営事業、ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭等の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行い、各セミナーの開催及び就業相談、職業紹介、などの事業を行う。また、就業を支援するための給付金を支給します。 ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定を図るために、児童が悩みを相談できる大学生などのホームフレンドの派遣を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供まで一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなると共に生活面の指導を行っており、派遣業務の完全実施を目指値とした。	①41,668 ②1,032	①就業・自立支援センターにおいて就労相談、生活一般相談など(1,664件)、弁護士による特別相談、養育費相談等を実施した。また就職支援として、給付金を58件支給した。 ②ホームフレンド派遣対象登録世帯 16世帯	①36,892 ②1,031	A	ひとり家庭の自立を支援するため、就業相談、職業紹介、資格取得等に係る給付金の支給を実施した。ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定をはかるため計画通り大学生などのホームフレンドの派遣を実施した。	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供まで一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなると共に生活面の指導を行っており、派遣業務の完全実施を目指値とした。	①51,581 ②568	相談件数が減少した理由を分析し、相談件数の増加に努める。	こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)				
84	生活の支援	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障します。	●	●	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していただため。	事業の継続実施	—	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)				
85	女性の就労支援事業の実施	女性を対象とした各種就労支援講座やキャリアカウンセリングを実施します。									女性会館事業:女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	働く若年女性に向けて「聴く・まとめる・可視化するグラレコ講座」と、「話し合いのリーダーをめざす~みんなをその気にさせるコツ~」を実施した。 女性のための就職・転職・キャリア相談40件	指定管理料に含む	A	働く若年女性等55人がグラフィックレコーディングやファシリテーションについて講座を実施したことで、女性のキャリア形成の促進ができた。	女性会館事業:女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課				

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳	65歳以上											
51 (再)	86	子育て支援ヘルパー派遣事業の実施	1歳未満の子を養育する者が家事・育児の困難な家庭、3歳未満の子を二人以上養育する家庭、妊娠中で体調不良のため家事が困難な家庭にヘルパーを派遣します。	●	●	●	●	●	●	●	利用世帯250世帯	2,340	利用世帯186世帯	1,878	B	妊娠中や出産直後の家庭に子育て支援ヘルパーが派遣され、家事や育児の支援を行なうことにより、子育てしやすい環境が整備された。	利用世帯280世帯	2,859	利用世帯数が減少した理由を分析し、利用世帯数の増加に努める。	こども家庭福祉課	
	87	子育て短期支援事業	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	3施設で実施 延べ利用日数220日	1,569	3施設で実施 延べ利用日数250日	1,221	A	保護者の疾病等で養育できない児童や経済的理由で一時保護する必要がある母子を施設で預かるという支援が行われた。	3施設で実施 延べ利用日数250日	1,342		こども家庭福祉課	
	51 (再)	女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館・清水区に開設する。	●	●	●	●	●	●	●	居場所兼サポート窓口の開設 年間18回	315	居場所兼サポート窓口を開設した。 ふらり11回、ちるり(若年層)7回	315	A	様々な困難を抱えた女性が心を落ち着かせることができるような会場設営、スタッフの対応により、参加者の満足度を高くすることができた。	実施予定なし	—	—	男女共同参画・人権政策課	
	53 (再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	●	●	●	●	●	●	●	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月・木・金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	—	祝日および年末年始の休暇を除く週3日(月・木・金)、予約による来所相談を実施した。また、専門相談については随時、実施した。	0	A	計画通り実施し、精神保健福祉相談を通じて被害者の自立支援に寄与できた。	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月・木・金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	所内の事例検討を通じて職員の相談対応力の向上を図る。適切な社会資源につながるように職員間で情報共有していく。予約日まで期間が空く相談者に対しては、その時点での助言および他機関の情報提供も行う。	こころの健康センター	
	54 (再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	●	●	●	●	●	●	●	精神科医による相談 各区にて月1回開催 精神保健福相談員による相談	818	毎月各区1回ずつの精神科医による相談会を設定。相談者なしの日もあり、実施回数は23回、相談件数は36件。 精神保健福祉相談員による随時相談件数17,658件	564	A	相談内容に性差はなかったが、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要に応じて受診や福祉サービスの支援を行った。	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福相談員による相談	843	精神科医による定例相談件数は前年度比124%と増加したが、より多くの相談者の相談にができるよう、相談会の周知活動を行っていく。	精神保健福祉課	
	55 (再)	問題を抱える子どもたちへの対応	小・中学校、高等学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーや教育相談員を配置又は派遣し、児童生徒が抱える心の問題に対して、支援を行う。 また、学校だけでは解決できない複雑な問題については、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員を活用して、学校や関係機関と連携し、支援を行う。	●	●	●	●	●	●	●	スクールカウンセラーを小中学校105校、高等学校2校に配置、配置のない学校については、要請に基づきカウンセラーを派遣する。スクールカウンセラーを小学校に週3時間、中学校に規模に応じて週6~8時間、高等学校に月12時間配置する。 教育相談員を中学校35校に対して実情に応じて週5~20時間配置し、カウンセリング等の支援を行う。小学校22校は週15時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各1人配置(第3支部は2人)、社会福祉の手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校2校については各校1人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげる。	171,833 2,101	【スクールカウンセラー】 小中学校105校に配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーションを行った。(対応件数27,266件) 高等学校2校に対し、生徒や保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーションを行った。(対応件数209件) 【教育相談員】 中学校35校、小学校22校に配置し、児童生徒や保護者との面談や別室登校生徒への支援などを学校と連携して行った。(対応件数83,207件) 【スクールソーシャルワーカー】 小学校12校(拠点校)に配置し、他の小中学校には要請派遣した。面談や家庭訪問を行なうながらニーズに応じて関係機関に繋いだ。(対応件数4,103件) 高等学校2校にそれぞれに配置し、支援ニーズに応じた対応を行った。(対応件数152件) 【訪問教育相談員】 不登校生徒数が多い中学校12校に配置し、家庭訪問を行ったり、妹尾や保護者との面談や電話対応等を行った。(対応件数7,836件)	167,805 1,734	A	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行なうことができた。	スクールカウンセラーを小中学校105校、高等学校2校に配置、要請に基づきカウンセラーを派遣する。スクールカウンセラーを小学校に週3時間、中学校に規模に応じて週6~8時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各1人配置(第3支部は2人)。社会福祉の手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校2校については、各校1人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	174,124 2,101	引き続き、児童生徒や保護者の抱える心の問題や悩みについてはスクールカウンセラーを、学校だけでは解決できない問題については、スクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員を活用し、学校と関係機関の連携を密にして支援を行う。	児童生徒支援課 教育総務課 教育相談員はR7年度から学校教育課へ移管	
	56 (再)	子ども若者相談センターの運営	0歳から39歳までの子ども・若者に関する相談を受け付けます。	●	●	●	●	●	●	●	①面接相談相談受付:平日8時30分~17時15分 ②静岡市24時間子ども若者電話相談:毎日24時間	10,840	こども・若者に関する相談を受け付け、相談者の状況に応じて関係機関と連携し、支援を行った。面接相談502件、電話相談1906件。	9,735	A	個別の面接相談における継続的な支援のほか、必要に応じて関係機関と連携して取り組むことができた。	①面接相談相談受付:平日8時30分~17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間 令和7年度より、事業名が「こども若者相談センターの運営」に変更	10,978	引き続き、当センターの周知に努めると共に関係機関との連携のもと相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども若者応援課	
	57 (再)	障害者虐待防止対策支援(障害者虐待防止センターの設置)	障がい者虐待の通報・届出・相談窓口として虐待防止センターを設置し、障害者虐待の未然防止、迅速な対応、その後の支援等を行い、障害者の権利を擁護します。	●	●	●	●	●	●	●	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,981	静岡市障害者協会に業務委託し、24時間365日の虐待通報・相談受付を実施。コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,981	A	障がい者虐待に関する身近な相談先が整備されているため	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,906	虐待防止センター(市が委託する障害者相談支援事業所)との連携を密にし、円滑な虐待対応に継続的に取り組んでいく。	障害福祉企画課	
	61 (再)	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	地域における高齢者の身近な総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者的人権や財産を守るために成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。	●	●	●	●	●	●	●	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	市内に29センターを設置し、①~③の事業を実施した。 ①113,132件(相談受付延べ件数)、 ②11,140件(相談受け受け延べ件数)、 ③264件(会議開催数)	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種を交えながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく	地域包括ケア推進課	
	66 (再)	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	●	毎月2回(年間23日)電話相談日を開設し、年間74件の相談に応じた。特に、相談者自身の生き方や夫婦(パートナー)に関することについての相談が多く寄せられた。	508	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(年間23日)電話相談日を開設し、年間74件の相談に応じた。特に、相談者自身の生き方や夫婦(パートナー)に関することについての相談が多く寄せられた。	508	より多くの方に啓発できるよう、広報手段を検討する。	男女共同参画・人権政策課				

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
67 (再)	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。		●	●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,492件、面接相談153件、法律相談81件、合計1,734件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課			
(6) 被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化																						
88	関係機関によるネットワーク構築	警察、静岡県の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関する機関との情報交換・連携を図ります。		●	●	●	●	●	●	継続的に府外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図る。	—	継続的に会議へ参加し、関係機関と情報共有を図った。	—	A	ネットワーク会議に参加することで関係機関との情報共有を行うことができた。	継続的に府外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図る。	—	—	男女共同参画・人権政策課			
89	関係機関によるネットワーク構築	警察、静岡県の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関する機関との情報交換・連携を図ります。	●	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	722	代表者会議 1回 実務者会議 定例会:36回 進行管理会議:9回 個別ケース検討会議 随時(延36人)	614	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議 年1~2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	692	ニドモ家庭福祉課				
90	府内組織の連携強化	DVに係る市関係各課による定期的な情報交換・連携を図ります。	●	●	●	●	●	●	●	継続的に府外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図る。	—	継続的に府外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図った。	—	A	ネットワーク会議に参加することで関係機関との情報共有を行うことができた。	継続的に府外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図る。	—	—	男女共同参画・人権政策課			
91	職務関係者への研修	DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員等の知識と技術の向上を図る研修を実施する。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、スーパーバイザー等による研修を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	相談員等の各種研修・協議会等の参加により知識・技術の向上を図る。	—	女性相談員へ県が開催する女性保護担当職員研修会、DVセミナー等への参加を促し、女性相談員が研修・協議会へ参加し知識の向上を図った。	—	A	研修や協議会の参加により相談員の知識向上が図れたため。	相談員等の各種研修・協議会等の参加により知識・技術の向上を図る	—	継続して研修等への参加を促す	福祉総務課			
92	市職員への研修の実施②	セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員研修を実施します。								①階層別研修(所属長研修)において、ハラスメント防止に関する科目を実施する。 ②全職員を対象にハラスメントの防止に係るe-ラーニング研修を実施する。	175	①所属長研修においてハラスメント防止科目を実施。36人修了。 ②全職員を対象にハラスメントの防止に係るe-ラーニング研修を実施。6,442人修了。	175	A	①職場において発生しやすいハラスメントを正しく理解し、ハラスメントを防止できるようになるための研修を実施した。 ②全職員に対し、ハラスメントに係る基礎知識を習得させた。	①階層別研修(所属長研修、新任係長研修)において、ハラスメント防止に関する科目を実施する。 ②全職員を対象にハラスメントの防止に係るe-ラーニング研修を実施する。	598	人事課				
16 (再)	保育教諭に対する研修の充実	保育教諭に対して男女共同参画に関わる研修を行って、幼少期からのジェンダー平等に関する教育の推進を図る。		●	●	●	●	●	●	私立の園長先生向けに性の多様性研修を実施する。	50	性的少数者関連施策の研修を、私立子育て施設園長向けにオンラインで実施した。(延べ視聴者数55名)	40	A	アンケートによると、研修の理解度は96%で、園長先生に向けて効果的に研修を実施することができたため。	R7実施なし	—	—	男女共同参画・人権政策課			
17 (再)	保育教諭に対する研修の充実②	各種研修会において、男女共同参画の考え方を推進します。		●	●	●	●	●	●	初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	初任者研修において「倫理研修」実施した。	—	A	研修において、計画どおり実施し、働きやすい職場を推進した。	初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	—	幼児教育・保育支援課			
18 (再)	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」や、「性の多様性」等に関する内容を盛り込みます。		●	●	●	●	●	●	・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	・初任者研修会にて、「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施した。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施した。	—	A	・初任者研修会にて、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 ・道徳教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性の多様性研修を行うことで	・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	—	それぞれの研修会にてアンケートを実施予定である。そのアンケートの内容をもとに、講師と相談し、現場に即した研修になるよう、より効果的な研修になるよう、改善していく。	教育センター		
35 (再)	市職員への研修の実施	市職員を対象として男女共同参画についての研修を実施します。		●	●	●	●	●	●	市職員を対象とし、DVに関する研修を実施する。	50	DV被害者対応を内容とした府内研修を実施し、85人が参加。	50	A	DVについての基礎知識、被害者等への二次被害の防止や適切な対応、DV防止法改正等について学ぶことができた。	市職員及び府外の女性支援員を対象とし、DVに関する研修を実施する。	70	毎年受講している職員、初めて受講する職員及び府外の女性支援員のどちらの学びにもなるような講師・内容を検討する。	男女共同参画・人権政策課			
45 (再)	母子保健指導の実施	母子健康手帳交付時や母子健康診査事業などを通して、母子の健康保持増進と乳児の身心の健やかな成長を図る。また、DVの早期発見や相談機関との連携を図ります。		●	●	●	●	●	●	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	350,086	母子健康手帳交付時の相談 3,491件 妊婦健診 延42,076件 妊婦歯科健診 1,722件	336,373	A	母子健康手帳交付や妊産婦健診等を通じて母子の健康状態を把握し、事後フォローにつなぐことができた。	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	350,333	ニドモ家庭福祉課(各区健康支援課)				

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考			
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳	65歳以上														
52 (再)	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター機能を果たす体制を整備します。		●	●	●	●	●	●	●	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図ることができたため。	—	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	—	A	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図ることができたため。	連絡調整等を行い、関係機関との連携を図る。	—	連携強化を継続して図る	福祉総務課				
				●	●	●	●	●	●	●	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。													
93	議員への研修の実施	ハラスメント防止に関する議員研修を実施します。				●	●	●	●	●	議員を対象に、ハラスメントの防止に関する研修を実施する。	—	専門家を講師に招き、全議員を対象に「政治分野のハラスメントの防止に向けて」をテーマとした研修を実施した。	200	A	近年、政治分野におけるハラスメント行為も増加の傾向にあるが、議員のハラスメント防止への意識を醸成し、男女問わず多様な人材が参加を促し、開かれた議会への一歩	新議員を対象に、ハラスメントの防止に関する研修を実施する。	—	R6年度は全議員を対象として研修を実施したが、R7年度は改選期となるため、研修を受けていない新議員を対象に実施する。	議会総務課				
(7) 加害者の再発防止と更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化																								
94	加害者・被害者対応についての調査・研究	国における加害者更正プログラムの調査研究や他自治体の取組についてその推進状況の把握につとめ、施策のあり方についての研究及び情報収集に努めます。				●	●	●	●	●	DV分野に精通した講師を招致し、府内研修を開催する。	(NO. 35に含む)	DV分野に精通した講師を招致し、府内研修を開催した。	(NO. 35に含む)	A	府内職員のDV被害者対応研修において、DVの基礎知識や2次加害を防ぐための講義を実施し、DV被害者・加害者への適切な対応をするための情報提供ができた。	DV分野に精通した講師を招致し、府内研修を開催する。	(NO. 35に含む)	—	男女共同参画・人権政策課				
95	国・県・政令指定都市等の情報収集	国、県、政令指定都市等からの情報を収集し、対策を研究します。				●	●	●	●	●	加害者更生プログラムをはじめとする情報収集のため国、県等が主催する研修会等に参加する。	—	7月大都市男女共同参画行政主管者会議等の会議に出席し、加害者更正プログラムに係る情報を含む、その他国や県、政令指定都市との情報交換を行った。	—	A	各回会議及び研修に出席し、加害者更生プログラムを含むDVに関する情報収集ができた。	加害者更生プログラムをはじめとする情報収集のため国、県等が主催する研修会等に参加する。	—	—	男女共同参画・人権政策課				
96	加害者相談機関の情報提供	DV加害者相談を行っている民間団体等の情報を関係機関と共有します。				●	●	●	●	●	加害者更正支援等に係る相談窓口等を周知する広報物の作成・配架を行う。	180	DV加害者支援啓発冊子を800部作成し、関係各課及び施設へ配布をした。	71	A	DV加害者支援啓発冊子を作成し、配布することで、DVについての理解促進及び周知ができた。	加害者更正支援等に係る相談窓口等を周知する広報物の配架を行う。	—	—	男女共同参画・人権政策課、児童相談所				
											民間団体のリストアップ及び府内女性相談員・女性相談担当職員等に情報共有を図る。	—	加害者相談を実施している民間団体のリストアップが完了していない。	—	C	加害者相談を行っている民間団体等のリストアップが完了していないため。	民間団体のリストアップ及び府内女性相談員・女性相談担当職員等に情報共有を図る。	—	加害者相談について調査を実施する。	福祉総務課				

基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

(1) 性差及びライフステージに応じた健康支援																								
97	エイズや性感染症の検査、相談の実施	エイズや性感染症の検査、相談を実施します。			●	●	●	●	●	●	エイズ・性感染症の検査、相談を実施する	2,461	HIV抗体検査及び性感染症の検査を269件、随時相談を62人に実施した。検査日程はホームページに掲載し周知した。	1,008	A	検査希望者に対し、100%検査を実施でき、様々な年代・性別の人に対して随時相談に応じることができた。	エイズや性感染症の検査、相談を実施する	1,717	誰もが受検しやすくなるため、予約制を廃止し、実施していく予定。また、夜間検査についても検討していく。	感染症対策課				
98	エイズ予防啓発の実施	ライフステージに応じたエイズへの知識の普及、感染予防の啓発を行います。			●	●	●	●	●	●	中学、高校、大学、専門学校、少年鑑別所、各種団体に出向いての予防講座や、啓発物の配布等を実施する。	891	年間10回鑑別所より依頼があり、健康教育を実施した。また、8つの大学に啓発物の配布を実施し、市政出前講座を1回開催した。	420	A	少年鑑別所、大学生に向け、啓発冊子を配布し、エイズへの知識の普及、感染予防の啓発を行うことができた。	中学、高校、大学、専門学校、少年鑑別所、各種団体に出向いての予防講座や、啓発物の配布等を実施する。	498	対象者を増やすことができるよう市内小中高校宛てに通知文で出前講座等の周知させる。また、対象者を増やすための周知方法を検討する。	感染症対策課				
99	喫煙や受動喫煙による健康被害の防止に関する啓発活動の実施	喫煙や受動喫煙による健康被害の防止に関する啓発活動を実施します。			●	●	●	●	●	●	禁煙デーキャンペーンにおける啓発キャンペーンの実施(2000セット)、禁煙週間ににおけるパネル展示の実施(2か所)、喫煙防止教室の実施(70校以上)	590	禁煙デーキャンペーンにおける啓発セッタを2,000セット配布、静岡・清水庁舎でパネル展示を実施し、喫煙・受動喫煙の健康被害について周知啓発を行った。喫煙防止教室は小中高計73校実施し、学校からの満足度も高かった。	466	A	喫煙・受動喫煙の健康への害について広く周知啓発ができた。また、啓発内容には、妊娠中の喫煙・受動喫煙についても啓発し、性と生殖に関する健康の増進の意識醸成にも寄与した。	禁煙デーキャンペーンにおける啓発キャンペーンの実施(1,200セット)、禁煙週間ににおけるパネル展示の実施(2か所)、喫煙防止教室の実施(70校以上)	490	啓発内容に近年のタバコ事情や国の提示する禁煙週間のテーマ(R7は受動喫煙防止)を踏まえた内容を盛り込む。	健康づくり推進課				
100	薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	薬物等の乱用防止のため、啓発活動を実施します。			●	●	●	●	●	●	・県や民間団体が実施する街頭啓発活動に協力する。 ・薬学講座及び薬物乱用防止講習会の開催に協力する。	65	県が開催した街頭啓発活動に参加した。 ・薬物乱用防止に関する指導員研修に参加した。 ・薬学講座の開催に協力した。	0	A	街頭啓発活動や薬学講座の実施への協力により、男女の健康支援を行うことができた。	・県や民間団体が実施する街頭啓発活動に協力する。 ・薬学講座及び薬物乱用防止講習会の開催に協力する。	50		生活衛生課				
101	依存症対策事業の実施	関係機関の支援者や当事者家族に対して依存症に関する知識の普及や技術援助を行います。また、当事者に対して依存症からの回復を目指したプログラムを実施します。					●	●	●	●	・依存症関連問題研修会(1回) ・依存症関連問題等スキルアップセミナー(1回) ・家族教室の実施(6回) ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施(24回) ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の実施(1回)	1,288	・依存症関連問題研修会 1回開催 ・依存症関連問題等スキルアップセミナー 1回開催 ・家族教室の実施 6回実施 ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施 24回実施 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の実施 1回開催	1,256	A	計画通り実施し、アルコール・ギャンブル・薬物等の依存症に関する知識を普及することで、生涯を通じた健康管理を支援することに寄与することができた。 また、依存の問題を抱える本人やご家族に対し、回復のためのプログラムや家族教室を提供することで、誰もが相談しやすい体制の充実に寄与することができた。	・依存症関連問題研修会(1回) ・依存症関連問題等スキルアップセミナー(1回) ・家族教室の実施(6回) ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施(24回) ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の実施(1回) ・問題解決しない事例検討会アシリテーター養成講座(1回)	1,288	依存症相談拠点として、引き続き、依存症問題の動向や課題の把握に努めながら、研修会等の実施に当たっては、支援機関や家族のニーズを踏まえた内容となるよう企画・運営していく。 また、市民等の依存症に関する誤解や偏見をなくし、適切な治療や支援につなげることが出来るよう、依存症に関する正しい理解に向けた普及啓発を継続して行う。	こころの健康センター				
102	妊産婦健康支援事業の実施	母子健康手帳交付時の相談、妊婦健康診査・妊婦歯科健診・相談、妊産婦家庭訪問を実施します。			●			●	●	●	母子健康手帳の交付や、健康講座・健診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	350,086	母子健康手帳交付時の相談 3,491件 妊婦健診 延42,076件 妊婦歯科健診 1,722件	336,373	A	母子健康手帳交付や妊産婦健診等を通じて母子の健康状態を把握し、事後フォローにつなぐことができた。	母子健康手帳の交付や、健康講座・健診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	350,333		こども家庭福祉課(各区健康支援課)				

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
103	不妊治療費助成事業の実施	高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する経費の一部を助成します。					●	●		不妊治療費(先進医療)補助、不育症治療費補助を実施。(不妊治療の保険適用に伴い特定不妊治療への助成はR5年度で終了。)	17,507	補助件数: 不妊治療費(先進医療)補助 449件 不育症治療費補助 2件	15,962	A	不妊治療(先進医療)及び不育症治療費の補助制度及び周知等をすることで、不妊等に関する理解の促進ができた。	不妊治療費(先進医療)補助、不育症治療費補助を実施。	17,300		こども家庭福祉課			
104	乳幼児健康支援事業の実施	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●			●	●			継続的な支援の実施。	78,680	4か月児健診 受診者数 3,433人 10か月児健診 受診者数 3,453人 1.6健診 受診者数 3,782人 3歳児健診 受診者数 4,163人	77,278	A	乳幼児への健診・相談業務を通し、育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	76,568		こども家庭福祉課(各区健康支援課)			
105	母子療育訓練事業の実施	障がいのある児童及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な療育・訓練や指導等を実施する「静岡市清水うみのこセンター」を運営します。	●							療育訓練、療育相談、母子・父子指導等の実施	38,193	療育訓練、療育相談、母子指導等の実施 ・療育訓練 延利用者数2,062人 ・交流保育 延利用者数 0人 ・特別指導 延利用者数 59人 ・訪問指導 延利用者数 223人 ・療育相談 延利用者数 2,338人	38,299	A	障がいのある児童及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な療育・訓練や指導等を実施したため。	療育訓練、療育相談、母子・父子指導等の実施	38,648	引き続き、適切な施設運営により障がいのある児童及び保護者への支援を行う。	障害福祉企画課			
106	各種検診の実施	がん検診(胃、乳、子宮、大腸、肺、前立腺)、骨粗しょう症検診を実施します。			●	●	●			引き続き託児付き検診や日曜日の検診を実施するとともに、男女ともに受診率向上に向けて受診勧奨通知を発送する。	684,352	・無料託児付き検診の実施(9回) ・サンテーレディース健診の実施(年間4回) ・対象者へ受診勧奨通知送付 ①乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨として42歳女性(3,857人) ②胃がん・大腸がん・肺がん検診の受診勧奨として50歳男性(5,281人)	628,791	A	乳がん検診及び子宮頸がん検診を無料託児付きで開催するとともに、日曜日に女性限定の受診日を設定し、男女ともに受診勧奨通知を発送することで男女ともに各種がん検診を受診しやすい環境整備を行った。	引き続き託児付き検診や日曜日の検診を実施するとともに、男女ともに受診勧奨通知を発送することで男女ともに各種がん検診を受診しやすい環境整備を行った。	738,840	実施計画の大幅な見直しは行わないが、受診者数の増加に向けて関係団体と共同でPRを実施したり、受診勧奨通知発送の対象者について専門的な見直を取り入れたりすることで、引き続き実施する。	健康づくり推進課			
107	健康づくりに関する講座等の実施	生活習慣病等に関する講座などを実施します。				●	●			健康まつり、食生活サポート講座、健康教育教室等を実施する。	3,395	①健康まつり・地区まつり 48回 ②食生活サポート講座 15回 ③健康教育教室他 全 116回 延参加者数 6,972人	2,772	A	ライフステージに応じた健康教育教室等を実施できた。	健康まつり、食生活サポート講座、健康教育教室等を実施する。	2,938	—	健康づくり推進課(各区健康支援課)			
108	ライフステージに応じた各種スポーツ教室の開催	ライフステージに応じて、主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。	●	●	●	●	●	●	性別・年齢、障がいの有無を問わず、誰でも気軽に楽しめるニュースポートを紹介していくとともに、各種スポーツ教室および各種スポーツ大会を開催する。	①281千円 ①②③722千円の一部 ※静岡市スポーツ推進委員連絡協議会補助金	【スポーツ推進委員と協同事業】 ①チャレンジ! スポーツ・ラリー 年1回開催 ②チャレンジ! スポーツDAY 年4回開催 ※静岡市スポーツ推進委員連絡協議会補助金 ③ニュースポーツ等大会 年6回開催 (葵区1回、駿河区2回、清水区2回、市1回)	①184千円 ①②③722千円の一部 ※静岡市スポーツ推進委員連絡協議会補助金	A	性別・年齢、障がいの有無を問わず、誰でも気軽に楽しめるニュースポートを紹介していくとともに、各種スポーツ教室および大会を開催した。	性別・年齢、障がいの有無を問わず、誰でも気軽に楽しめるニュースポートを紹介していくとともに、各種スポーツ教室および大会を開催する。	①281千円 ①②③722千円の一部 ※静岡市スポーツ推進委員連絡協議会補助金	イベント、大会の周知に努めるとともに、魅力ある種目の実施等、内容の見直しを図り、参加者数の増加を目指す。	スポーツ振興課				
109	若年がん患者等生殖機能温存療法治療費補助	がん治療により生殖機能が低下し、又は失われる可能性があると医師に診断された43歳未満の方に対して、生殖機能温存療法費を補助します。			●	●	●			補助対象となる生殖機能温存治療に係る経費を要するがん患者へ、補助金の交付をする(交付実施率100%)	11,000千円の一部	補助対象となる生殖機能温存治療に係る経費を要するがん患者に対し、計1件(卵子凍結1件)の補助金の交付を実施した(交付実施率100%)	200	A	補助金の交付により、将来子どもを産み育てることを望むがん患者等が、希望をもってがん治療に取り組めるよう支援を行うことができた。	補助対象となる生殖機能温存治療に係る経費を要するがん患者へ、補助金の交付をする(交付実施率100%)	10,460千円の一部	支援制度周知の取組として、制度を知るきっかけとして利用者から多く挙げられた医療機関にポスター掲示等を依頼する。	保健衛生医療課			
110	労働者の文化・教養の向上のための各種講座の実施	労働者の文化・教養の向上や健康増進のための、各種講座等を実施します。					●	●	・パソコン講座:36・33・420時間 ・フィットネス講座:36・26講座・500時間 (指定講座:北部・南部・東部の順。東部は目標値を時間で設定している。)	—	・パソコン講座:37・27・420時間 ・フィットネス講座:36・30講座・1,790時間 (指定講座:北部・南部・東部の順。東部は目標値を時間で設定している。)	—	A	計画を上回る実績となり、労働者の文化教養の向上、健康増進に寄与することができた。	・パソコン講座:24・33・20回以上 ・フィットネス講座:28・260時間以上・フィットネス週16回以上、ブルー週12回以上 (指定講座:北部・南部・東部の順)	—	労働者のニーズを踏まえ、より多くの利用につながるよう講座内容の充実を図る。	商業労政課				
111	子ども医療費の助成	保護者の経済的負担の軽減と子どもの健全な育成のため、子どもの医療費の一部を助成します。	●	●	●	●			市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,946,632	1,320,881件(入院と通院の合計)の医療費助成を実施。	2,890,638	A	性別に関らず、子どもに係る医療費を確実に助成したことで、経済的負担の軽減、子どもの健全な育成の支援を行うことができた。	市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,623,914		こども家庭福祉課				
112	女性の健康づくり普及啓発事業	イベント等で、やせや更年期症状等女性のライフステージに応じた健康に関する情報発信や乳・子宮頸がん・骨粗しょう症検診の受診啓発を行う。			●	●	●	●	①女性の健康週間中(3/1~3/8)、静岡県舎にて女性の健康づくりに関するパネル展示 ②女性の健康に関するイベント 年3回	—	①静岡県舎にて女性の健康づくりに関するパネル展示を実施 ②女性の健康に関するイベント 年3回実施	—	A	来庁者や関係者に向けて、女性の健康に関する情報発信の機会となつた。	①女性の健康週間中(3/1~3/8)、静岡県舎にて女性の健康づくりに関するパネル展示 ②女性の健康に関するイベント 年3回	—	関係機関と連携し、展示内容の充実や広報手段の工夫により、女性の健康に関する効果的な普及啓発を図る。	健康づくり推進課				
(2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライフに関する教育及び啓発の推進																						
113	リプロダクティブ・ヘルス／ライフに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライフに関する啓発				●			女性会館事業:女子高校生を対象にした自分のからだを大切にすることを啓発する講座等を開催	指定管理料に含む	常葉高校1年生を対象に「リプロダクティブヘルス・ライフ」と題した講座を実施した。(参加者13人)	指定管理料に含む	A	リプロダクティブ・ヘルス／ライフの視点から講座を開催し、心身両面における健康支援を行うことができた。	女性会館事業:女子高校生を対象にした自分のからだを大切にすることを啓発する講座等を開催	指定管理料に含む	男女共同参画・人権政策課					

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
37 (再)	37 (再)	学校向け出前講座による性教育の実施	性教育に関する学校向けの出前講座を開催します。	●	●					市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	362	市内小・中学校33校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシユアリティ)を実施し、小学生925人、中学生2,303人が受講した。	359	A	講師を派遣し、自分らしさ・セクシユアリティについて、生徒に考えてもらうきっかけづくりができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	312	—	男女共同参画・人権政策課			
38 (再)	38 (再)	地域人材を活用した教育活動の充実	地域人材を活用した教育活動の充実のため、男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に周知します。	●	●	●	●	●	●	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,964	市立小中学校113校(118校中)で実施。	2,344	A	男女共同参画を実現するための市民活動を促進することができた。	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,957	男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に情報提供及び周知を行う。	学校教育課			
(3) 性に関する相談体制の充実																						
114	114	障害者等相談支援事業の実施	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人及び保護者等からの相談に応じ、情報提供や必要な支援を実施します。	●	●	●	●	●	●	①障害者等相談支援事業を実施する。(7か所) ②障害者相談支援推進業務を実施する。	123,615	①障害者等相談支援事業を実施した。(7か所) ②障害者相談支援推進業務を実施した。	123,554	A	障がい者本人及び保護者等が相談できる体制を充実させることができたため。	①障害者等相談支援事業を実施する。(7か所) ②地域の相談支援体制等を強化する取組みを実施する。	135,280	障がい者本人及び保護者等が相談できる体制を強化していく。	障害福祉企画課			
115	115	特別支援教育に関する相談の実施	特別支援教育を必要とする児童・生徒、保護者等への相談を実施します。	●	●	●				障害を有する児童、生徒の在籍する園、学校へ訪問、又は、幼児、児童、生徒の特別支援教育センターへの来所による相談を実施する。	4,061	就学に係る児童、児童生徒の教育相談、1,567回、小学校及び中学校の巡回相談は128回実施した。	3,250	A	障害を有する児童、生徒及びその保護者の相談に応じ、その解決を支援できた。	障害を有する児童、生徒の在籍する園、学校へ訪問、又は、幼児、児童、生徒の特別支援教育センターへの来所による相談を実施する。	4,264	教育相談件数が年一増加しており、内容も多岐にわたりっている。対応にばらつきが出ないよう、所内での情報共有を適切に行い、意識合わせを行なう必要がある。	学校教育課			
116	116	女性相談・男性相談・にじいろ電話相談の相談員に対する研修の充実	相談にあたって、ジェンダー問題の視点で対応できるよう、相談員に対する研修を充実します。				●	●	●	①女性会館事業:女性のためのカウンセリングにおいて、年間2回スーパービジョンを実施する。 ②男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	①指定管理料に含む (2)152	①女性のための総合相談におけるスーパービジョンを年4回実施し事例等の共有を図った。さらに相談員研修会を1回実施した。 ②にじいろ電話相談におけるスーパービジョンを年1回実施し、事例等の共有を図った。 ③27月に相談員研修を、9月と2月に相談員を対象にスーパービジョンを実施した。	①指定管理料に含む (2)177	A	①ジェンダーの問題の視点で相談対応できるよう、SVや研修会を通じ相談員の知識・相談技術の向上を務めた。 ②相談員研修やSVを通して相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	①女性会館事業:女性のためのカウンセリングにおいて、年間2回スーパービジョンを実施する。 ②男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	①指定管理料に含む (2)220	—	男女共同参画・人権政策課			
117	117	男性向け電話相談員の養成	男性向け電話相談の相談員を養成します。				●	●	●	男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	220	7月に相談員研修を、9月と2月に相談員を対象にスーパービジョンを実施した。	140	A	相談員研修やSVを通して相談技術の向上が図られた。	男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	220	—	男女共同参画・人権政策課			
118	118	性差別に関する相談の実施	性別に関する差別に関する相談体制を整備します。	●	●	●	●	●	●	静岡市男女共同参画専門相談委員のアドバイスに基づき、性別により差別した取扱い等の相談に対して、適切な対応や解決を促す。	—	該当案件なし	—	A	該当案件はなかったものの、静岡市男女共同参画推進条例第23条に基づく苦情・相談について、窓口紹介リーフレットの作成及び市ホームページへの掲載により周知が図られた。	静岡市男女共同参画専門相談委員のアドバイスに基づき、性別により差別した取扱い等の相談に対して、適切な対応や解決を促す。	144	—	男女共同参画・人権政策課			
50 (再)	50 (再)	女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館・清水区に開設する。	●	●	●	●	●	●	居場所兼サポート窓口の開設年間18回	315	居場所兼サポート窓口を開設した。ふらり11回、ちるり(若年層)7回	315	A	様々な困難を抱えた女性が心を落ち着かせることができるような会場設営、スタッフの対応により、参加者の満足度を高くすることができます。	実施予定なし	—	—	男女共同参画・人権政策課			
51 (再)	51 (再)	女性相談、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援	相談員が配偶者等からの暴力被害者、その他の女性の相談に応じ、必要な助言・保護を実施します。	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	324	事業を継続して実施した。	225	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	事業の継続実施	177	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)			
53 (再)	53 (再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。				●	●	●	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月・木・金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	祝日および年末年始の休暇を除く週3日(月・木・金)、予約による来所相談を実施した。また、専門相談については随時、実施した。	0	A	計画通り実施し、精神保健福祉相談を通じて性に関する相談体制の充実に寄与できた。	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月・木・金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	所内の事例検討を通じて職員の相談対応力の向上を図る。適切な社会資源につながるように職員間で情報共有していく。予約日まで期間が空く相談者に対しては、その時点での助言および他機関の情報提供も行う。	こころの健康センター			
54 (再)	54 (再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	●	●	●	●	●	●	精神科医による相談 各区にて月1回開催 精神保健福相談員による相談	818	毎月各区1回ずつの精神科医による相談会を設定。相談者なしの日もあり、実施回数は23回、相談件数は36件。 精神保健福祉相談員による随時相談件数17,658件	564	A	相談内容に性差はなかったが、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要に応じて受診や福祉サービスの支援を行った。	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福相談員による相談	843	精神科医による定例相談件数は前年度比124%と増加したが、より多くの相談者の相談にのることができるように、相談会の周知活動を行っていく。	精神保健福祉課			
56 (再)	56 (再)	子ども若者相談センターの運営	0歳から39歳までの子ども・若者に関する相談を受け付けます。	●	●	●	●	●	●	①面接相談相談受付:平日8時30分～17時15分 ②静岡市24時間子ども若者電話相談:毎日24時間	10,840	こども・若者に関する相談を受け付け、相談者の状況に応じて関係機関と連携し、支援を行った。面接相談502件、電話相談1906件。	9,735	A	個別の面接相談における継続的な支援のほか、必要に応じて関係機関と連携して取り組むことができた。	①面接相談相談受付:平日8時30分～17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間 令和7年度より、事業名が「こども若者相談センターの運営」に変更	10,978	引き続き、当センターの周知に努めると共に関係機関との連携のもと相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども若者相談課			

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~44歳											
62 (再)	女性のための支援者養成講座の実施	女性の困難を理解する支援者を増やすため、講座や、出前講座を実施する。					●	●	●	女性支援に関わる人を対象とする交流会を1回、出張型の講座を5回実施する。	581	女性支援に関わる人を対象とする交流会を1回、出張型の講座を5回実施した。	581	A	交流会の実施により、女性特有の困難を理解し、悩みを受けとめ、適切に支援につなげができるネットワークを作ることができた。また、女性支援に関わる人のスキルアップが図ることができた。	実施予定なし(当事業は、基礎講座、発展講座、交流会という3年1サイクルの事業であり、令和6年度で事業サイクルが終了となる)	0	—	男女共同参画・人権政策課	
66 (再)	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	●	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	508	月2回(年間23日)電話相談日を開設し、年間74件の相談に応じた。特に、相談者自身の生き方や夫婦(パートナー)に関することについての相談が多く寄せられた。	419	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	508	より多くの方に啓発できるよう、広報手段を検討する。	男女共同参画・人権政策課	
67 (再)	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,492件、面接相談153件、法律相談81件、合計1,734件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課	
101 (再)	依存症対策事業の実施	関係機関の支援者や当事者家族に対して依存症に関する知識の普及や技術援助を行います。また、当事者に対して依存症からの回復を目指したプログラムを実施します。				●	●	●	●	・依存症関連問題研修会(1回) ・依存症関連問題等スキルアップセミナー(1回) ・家族教室の実施(6回) ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施(24回) ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の実施(1回)	1,288	・依存症関連問題研修会 1回開催 ・依存症関連問題等スキルアップセミナー 1回開催 ・家族教室の実施 6回実施 ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施 24回実施 ・かかりつけ医依存症対応力向上研修会の実施 1回開催	1,256	A	計画通り実施し、アルコール・ギャンブル・薬物等の依存症に関する知識を普及することで、生涯を通じた健康管理を支援することに寄与することができた。 また、依存の問題を抱える本人やご家族に対し、回復のためのプログラムや家族教室を提供することで、誰もが相談しやすい体制の充実に寄与することができた。	・依存症関連問題研修会(1回) ・依存症問題の動向や課題の把握に努めながら、研修会等の実施に当たっては、支援機関や家族のニーズを踏まえた内容となるよう企画・運営していく。 また、市民等の依存症に関する誤解や偏見をなくし、適切な治療や支援につながることが出来るよう、依存症に関する正しい理解に向けた普及啓発を継続して行う。	1,288	依存症相談拠点として、引き続き、依存症問題の動向や課題の把握に努めながら、研修会等の実施に当たっては、支援機関や家族のニーズを踏まえた内容となるよう企画・運営していく。 また、市民等の依存症に関する誤解や偏見をなくし、適切な治療や支援につながることが出来るよう、依存症に関する正しい理解に向けた普及啓発を継続して行う。	こころの健康センター	

基本目標5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援																						
119	高齢者虐待予防講演会等の開催	高齢者虐待の早期発見、早期対応、高齢者への援助、養護者への援助等をテーマとした講演会等を行います。				●	●	●	●	高齢者虐待予防講演会等の実施 1回開催	51	静岡市地域福祉共生センターを会場に高齢者虐待予防の講演会を1回実施した。	13	A	講演会には市内から20代から80代以上の幅広い年齢層の参加があり、高齢者虐待予防の啓発ができた。	高齢者虐待予防講演会等の実施 1回開催	101	生涯学習センターと共に講演会を開催し、世代を問わず参加を募つていく。	地域包括ケア推進課			
120	障がい当事者等による相談の実施	地域において障がいのある者又はその家族による相談を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	地域にお住まいの障害のある方またはその家族が、障害者相談員として、障害のある方等への相談に応じる。 また、聴覚障害のある人等からの相談に応じるため、聴覚障害のある相談員を毎月定例日に各区役所に配置し、相談支援を行う。	1,433	身体障害者相談員:27人 知的障害者相談員:27人 聴覚障害者相談員:1人 相談対応率はいずれも100%	1,312	A	各障害の相談に全て対応し、地域の課題解消に寄与したため。	地域にお住まいの障害のある方またはその家族が、障害者相談員として、障害のある方等への相談に応じる。 また、聴覚障害のある人等からの相談に応じるため、聴覚障害のある相談員を毎月定例日に各区役所に配置し、相談支援を行う。	1,267	身体・知的障害者相談員の世代交代について推薦団体と調整する。 聴覚障害者相談員の設置については、相談件数が年一減少しているため、事業の実施方法の見直しを行つ。	障害福祉企画課			
121	発達障害者支援センターの運営	発達障害者及びその家族に対する支援を総合的に行います。	●	●	●	●	●	●	●	引き続き支援が必要な方への相談業務を行う。	59,780	関係機関と連携し、計画どおり事業を実施した。(相談支援件数:499人、発達支援件数:1,126人、就労支援件数:135人)	59,554	A	国の実施報告の方法が変更になったこと、事業を見直したこと、関係機関の対応力が向上したことから相談件数は、減少している。支援を必要とする発達障害がいる児童への個別相談や、支援者の相談に応じることができている。今後は地域の中での支援体制を構築していく必要があり、より専門的な対応を実施する。	発達障害者支援センター1カ所を委託し、引き続き支援が必要な方への相談業務を行う。	61,711	機関コンサルテーションなどの関係機関への支援を引き続き実施することで対応力の向上を図り、地域での対応を促すとともに、専門性の高い個別相談に積極的に応じる。	障害福祉企画課			
122	老人福祉センターの運営	市内老人福祉センターの管理、運営を行います。				(60歳~)	●	●	●	老人福祉センター(8箇所)を管理運営する。	250,273	老人福祉センター(8箇所)を適切に管理運営した。	252,820	A	各種相談、介護予防、教室講座などは基本的に男女の区別なく利用、参加が可能であり、また企画の特性に応じて男性・女性限定とした対応も行っている。	老人福祉センター(8箇所)を管理運営する。	251,383		高齢者福祉課			
123	シニアクラブの運営支援	高齢者の生きがいと健康づくり、活発な社会参加への機会として、地域の高齢者によって組織されている単位シニアクラブ、取りまとめている静岡市シニアクラブ連合会の運営費を補助します。				(60歳~)	●	●	●	静岡市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの運営に対して適切に補助金を交付する。	45,441	静岡市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブに対して適切に補助金を交付した。	44,201	A	老人クラブ連合会内の女性委員会において、女性の活躍を推進する活動が実施されており、また、各シニアクラブにおいて、男性の地域活動の参加を促進することができた。	静岡市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの運営に対して補助金を交付する。	43,979		高齢者福祉課			
124	シルバー人材センターの運営支援	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進のため、シルバー人材センターの運営費を補助します。				(60歳~)	●	●	●	静岡市シルバー人材センターの運営に対して適切に補助金を交付する。	46,258	静岡市シルバー人材センターに対して適切に補助金を交付した。	46,258	A	女性向け体験会及び入会説明会を年2回実施し、女性会員の増加を促進することができた。	静岡市シルバー人材センターの運営に対して補助金を交付する。	46,258		高齢者福祉課			
125	障がい者の住宅改造費の補助	障がい者が住みなれた地域・住宅での生活が維持できるよう、住宅改造の経費を補助します。	●	●	●	●	●	●	●	身体障がい者が安心して暮らすことができるよう、各区障害者支援課や社会福祉協議会と連携し、住宅改造について補助金交付を行えるようにする。	2,000	市民からの相談については静岡市社会福祉協議会に委託し、160件の相談があった。そのうち交付条件を満たしていた3件に交付した。	1,750	A	計画通り実施し、障がい者が住みなれた地域での生活が維持できる住宅改造への補助ができた	令和6年度末に事業廃止			障害者支援推進課			
126	高齢者の住宅改造費の補助	高齢者が住みなれた地域・住宅での生活が維持できるよう、住宅改造の経費を補助します。					●	●	●	高齢者のための、手すりの設置や段差解消等の住宅改造に係る費用について、補助金を交付する。	3,350	高齢者のための、手すりの設置や段差解消等の住宅改造に係る費用について、補助金を交付することができた。	3,350	A	計画通り実施し、生活基盤の一つである自宅で生活することに不安がある高齢者に対して、改造費用への補助金を交付することで、高齢者が安心して生活できるよう支援することができた。	令和6年度で、廃止済。	0		高齢者福祉課			

No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
			乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
127	重度心身障害者に対するタクシーフラッシュの助成	重度心身障害者に対するタクシーフラッシュの助成を行います。	●	●	●	●	●	●	●	21,592	タクシーフラッシュ助成券 35,508枚利用	20,423	A	計画通り実施し、障がい者が生活圏を拡大し、社会参加の促進を図ることができた	対象となる重度心身障害者に対するタクシーフラッシュ助成券を交付することで社会参加の促進を図る。	21,345	特になし	障害者支援推進課 精神保健福祉課	⑦年度より、精神保健福祉課でも精神障害者に対するタクシーフラッシュ助成が始まりました。		
	障がい者就職面接会の開催	障がい者の就職を支援するための面接会を開催します。				●	●			301	障害者就職面接会 2回実施 精神・発達障害しごとサポート要請講座開催	291	A	相談会及びセミナーの実施により、障害のある人が自立して生活していくための支援ができた。	・障害者就職面接会を開催する。(年2回開催予定) ・障害者の雇用、職場定着及び更なる理解の促進を目指し、雇用管理セミナーにおいて「精神・発達障害者しごとサポート養成講座」を開催する。	301	取組を継続実施とともに、「就フェス」(障害福祉企画課)等関連事業と相互に周知を図ることにより、各取組の認知度の向上や内容の充実を図る。	商業労政課			
	障がい者地域活動支援センターの運営支援	障がい者等の日中活動の場を確保し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする地域活動支援センターの運営を補助します。				●	●	●	●	25,946	計画通り補助金を交付した。(2施設)	25,892	A	障害のある方の日中活動の場として、社会生活を支援するための、創作活動や地域交流等を行うことができたため。	地域活動支援センターの運営にかかる費用について補助金を交付する。	25,560	適正な運営をするよう引き続き指導していく。	障害福祉企画課			
	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業の実施	高齢者を対象とした優良な賃貸住宅を建設した事業者に対し、建設費の一部及び入居者の負担軽減のための家賃減額に係る補助を実施します。				●	●			110,874	14棟290戸に対して、家賃減額に係る補助を実施する。	101,972	B	計画通り実施出来なかったが、補助金を交付することにより男女共同参画の推進に寄与できたため	12棟246戸に対して、家賃減額に係る補助を実施する。	99,136	引き続き、市ホームページと広報誌に掲載し、市民に周知する。	住宅政策課			
61 (再)	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	地域における高齢者の身近な総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るために成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。				●			●	898,941	市内に29センターを設置し、①～③の事業を実施した。 ①113,132件(相談受付延べ件数)、 ②11,140件(相談受け受け延べ件数)、 ③264件(会議開催数)	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種を交えながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく	地域包括推進課			
(2) ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭等)への支援																					
131	母子家庭や父子家庭等に対する医療費の助成	母子家庭や父子家庭等の生活の安定と健康の保持のため、医療費の助成を行います。	●	●	●	●	●	●	●	136,405	55,292件(入院と通院の合計)の医療費助成を実施。	133,268	A	母子家庭や父子家庭等の医療費を助成することで生活の安定と健康の保持のため経済的支援を実施できた。	母子家庭、父子家庭、両親のいない児童、または両親あるいは片親が重度の障害者などの家庭で、20歳までの児童を養育している場合には、保険診療による医療費の自己負担を助成する。	129,756		こども家庭福祉課			
132	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭や父子家庭等に修学資金や生活資金の貸付を行います。	●	●	●	●	●	●	●	311,260	母子及び父子並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するため修学、就学支度、転宅、生活、修業資金等482件の貸付を実施する。	324,246	A	母子及び父子並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成に必要な支援となる貸付を行うことができた。	市内に在住する母子及び父子並びに寡婦に対して、各区で行った貸付審査に基づき、適切な貸付事務及び債権収納業務の委託を実施する。	361,900		こども家庭福祉課			
133	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭や父子家庭等に対し、生活援助や子育て支援を行う家庭生活支援員を派遣します。				●	●	●	●	1,765	子育て支援を60件に、日常生活の支援を行う生活援助を78件に対して実施した。延べ派遣回数182回	1,765	A	日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対し、支援員を派遣し、子育て支援及び生活支援を行うことができた。	一時的に生活扶助、保育サービスが必要な場合や生活環境の変化により日常生活に支障が生じているひとり親家庭に支援員を派遣する。	2,985		こども家庭福祉課			
83 (再)	母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター運営事業、ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭等の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行い、各セミナーの開催及び就業相談、職業紹介、などの事業を行います。また、就業を支援するための給付金を支給します。ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定を図るために、児童が悩みを相談できる大学生などのホームフレンドの派遣を行います。	●	●	●	●	●	●	●	①41,668 ②1,032	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供まで一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなると共に生活面の指導を行っており、派遣業務の完全実施を目標値とした。	①36,892 ②1,031	A	ひとり家庭の自立を支援するため、就業相談、職業紹介、資格取得等に係る給付金の支給を実施した。ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定を図るために、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンド派遣対象登録世帯 16世帯	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供まで一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなると共に生活面の指導を行っており、派遣業務の完全実施を目標値とした。	①51,581 ②568	相談件数が減少した理由を分析し、相談件数の増加に努める。	こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)			
(3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援																					
134	不就労状態にある若者への支援	就労に悩みを持つ若年無業者やその保護者を対象に、セミナーや出張相談会、心理カウンセリングを実施する。				●	●	●	●	1,000	セミナー開催 2回 参加者47人 出張相談会 10回(17件) 心理カウンセリング 21回(57件)	990	A	セミナーや出張相談、心理カウンセリングを実施することにより、就労について個々に様々な困難を抱える人の課題に寄り添う支援を行った。	就労に悩みを持つ若年無業者やその保護者を対象に、個々に寄り添ったセミナーや出張相談会、心理カウンセリングを実施する。	1,000	取組を継続実施とともに、必要とするより多くの方への対応に向けて、取組に関する周知の強化を図る。	商業労政課			
135	多様で複合的な困難を抱える男女への支援	多様で複合的な困難を抱えている人に対して、個別相談や共通の体験をしている人が安心して集まることのできる場を設けることで、その解決を支援します。				●	●	●	●	指定管理料に含む	女性会館事業:離婚を考える女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	指定管理料に含む	A	女性向けに離婚に対する講座を実施したことで、法律の知識を知り、長期的な視点に立って自分自身で主導的な選択ができるよう理解を深めることができた。	女性会館事業:離婚を考える女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	指定管理料に含む	-	男女共同参画・人権政策課			
84 (再)	生活の支援	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行って、健康で文化的な最低限の生活を保障します。	●	●	●	●	●	●	●	-	事業の継続実施	-	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していくため。	事業の継続実施	-	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)			

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
(4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備																						
136	静岡市多文化共生協議会の開催	外国语市民、有識者等による協議会で多文化共生に係る基本的施策や重要事項について検討する。				●	●	●	●	年4回開催し、静岡市多文化共生のまち推進条例や多文化共生推進計画にもとづく施策等について審議する。	644	計画どおり実施し、留学生が住みやすいまちづくり等について協議した。	540	A	外国语を持つ委員や女性委員を協議会委員に委嘱し、様々な立場から多文化共生の推進に関して意見をもらうことができた。	年4回開催し、静岡市多文化共生のまち推進条例や多文化共生推進計画にもとづく施策等について審議する。	644	委員改選時においても外国语を持つ委員と女性委員を積極的に登用する。	国際交流課			
14	青少年国際親善交流事業の実施	青少年に国際交流の機会を提供することで、外国人との相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を養います。		●	●					静岡市内中高生を対象に、外国人や海外経験のある日本人を講師として招き、海外と日本の文化の違い等を知る機会を提供するため国際交流会を実施する。	100	令和6年度青少年国際親善交流事業「中国武術を体験して中国を知ろう！」を開催し、海外と日本の文化の違い等を知る機会を提供するため国際交流会を実施した。	25	A	国際交流会を通して、青少年の広い国際的視野と国際協調の精神を養うことができた。	静岡市内中高生を対象に、外国人や海外経験のある日本人を講師として招き、海外と日本の文化の違い等を知る機会を提供するため国際交流会を実施する。	100	本事業の第4次静岡市男女共同参画行動計画に係る位置づけについて、整理を行う。	こども若者応援課			
29 (再)	多文化共生啓発事業	静岡市多文化共生のまち推進事業の理念を啓発し、多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	様々な文化・習慣の理解ややさしい日本語を習得する講座、交流イベント、多文化共生サポーター養成講座を実施する。	1,332	市内各所で多文化理解や交流を深めるためのブース出展ややさしい日本語講座を行った。また、全5回の多文化共生サポーター養成講座を実施した。	764	A	計画どおり実施し、多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図ることができた。	関係各所と連携により多文化共生の推進を行う。	0	引き続き多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図るために、各種団体との協働を図る。	国際交流課	やさしい日本語講座、交流イベント(わいわいワールドフェア)及び多文化共生サポーター養成講座はR6年度で廃止。		
64 (再)	静岡市多文化共生総合センターの運営	外国语市民等からの生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。	●	●	●	●	●	●	●	多様な言語を話す外国语市民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	12,678	743件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	11,854	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国语市民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	13,200	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。	国際交流課			
(5) 性的少数者への支援																						
137	性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」	性的少数者当事者等の孤立を解消するため、悩みや気持ちを共有する交流会を定期的に開催する。	●	●	●	●	●	●	●	性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」を6回開催する。	677	セクシュアリティや性別違和に悩んでいる方、その家族や周囲の方を対象とした交流事業を6回開催した。(参加者延べ84名)	640	A	性的マイノリティの方、その家族や周囲の方が気軽に参加できる交流の場を提供し、孤立感の解消等につながることができた(参加者の満足度91.7%)。	性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」を年7回開催する。	636	—	男女共同参画・人権政策課			
138	にじいろ電話相談	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	●	性的少数者の相談に応じる「にじいろ電話相談」を12回開催する(毎月第2土曜14:00~17:00)。	指定管理料に含む	年間12回開催し、24件の相談を受けた。	指定管理料に含む	A	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じ、その解決に向け支援できた。	性的少数者の相談に応じる「にじいろ電話相談」を12回開催する(毎月第2土曜14:00~17:00)。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課			
139	にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。	●	●	●	●	●	●	●	LGBTQなど性的少数者の具体的な相談に個別に応じる面談を実施し、解決の支援をしていく。	210	年間45件の相談を受け付けた。(メール35件、電話6件、面談4件)	143	A	性の多様性について、身近な場で相談できる場があることで、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	LGBTQなど性的少数者の具体的な相談に個別に応じる面談を実施し、解決の支援をしていく。	210	—	男女共同参画・人権政策課			
140	パートナーシップ宣誓制度の実施	性のあり方に関わらず、市民一人ひとりの人権と、多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指し実施する。				●	●	●	●	制度の実施とともに、市民等へ制度の周知、性の多様性についての理解促進に努めていく。	—	年間7件の宣誓を受付するとともに、性の多様性に関する出前講座(年間3回)で制度の周知を行った。	—	A	制度を実施するとともに、出前講座により、市民等へ制度を周知し、性の多様性についての理解促進に努めることができた。	制度の実施とともに、市民等へ制度の周知、性の多様性についての理解促進に努めていく。	—	—	男女共同参画・人権政策課			
141	パートナーシップ宣誓制度の充実	宣誓カップルが、婚姻カップルと同等の制度やサービスの提供を受けられるよう、企業など様々な関係機関への働きかけを行っていく。				●	●	●	●	行政サービスの全庁調査を実施するとともに、様々な関係機関への働きかけを行う。	—	適用サービスに関する全庁調査を実施するとともに、庁内関係課への働きかけを行った(1件)。	—	A	行政サービスの全庁調査を実施するとともに、庁内関係課への働きかけを実施し、適用サービスの拡充を図ることができた。	行政サービスの全庁調査を実施するとともに、様々な関係機関への働きかけを行う。	—	—	男女共同参画・人権政策課			
39 (再)	「性の多様性」に関する啓発の実施	性の多様性について、市民への理解を促進するため、講演会の開催等を行います。	●	●	●	●	●	●	●	啓発パンフレット「にじいろBOOKしづおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。また、市民向けにアライ養成講座(仮)を実施する。	180	LGBTQなど性的マイノリティを理解し、支援する「アライ」を養成する市民向け講座や、性の多様性とLGBTQに係る市政出前講座(3件)を実施した。加えて、学校出前講座(No17)でも性の多様性に触れた講義を実施した。	163	A	参加者に対して、性の多様性の理解促進を進めることができた。	啓発パンフレット「にじいろBOOKしづおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座等を実施する。	—	—	男女共同参画・人権政策課			
基本目標6 地域における男女共同参画の実現																						
(1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進																						
142	市民活動に関する情報の収集・提供	市民活動団体に対する情報提供等を通じてその活動を支援するとともに男女共同参画を促進します。	●	●	●	●	●	●	●	男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報の周知広報を実施する。	2,853	男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報の周知広報を実施することができたため。	2,853	A	男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報の周知広報を実施する。	男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報の周知広報を実施する。	2,853	男女共同参画をはじめ、市民活動に関するシステムの認知度向上を図るため、市民や市民活動団体に向けた周知が必要である。	市民自治推進課			

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考			
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19歳~39歳	40~64歳	65歳以上														
	143	市民活動センターにおける市民活動支援	市民活動促進のための拠点施設の運営を行うことを通じて男女共同参画を推進します。	●	●	●	●	●	●	●	番町及び清水市民活動センターにおいて男女共同参画女性団体をはじめとする様々な活動分野の市民活動団体の支援を行う。	61,974	番町及び清水市民活動センターにおいて男女共同参画女性団体をはじめとする様々な活動分野の市民活動団体の支援を行った。	62,585	A	・番町市民活動センターの事務プロセスにおいて、多様な性に対する支援を行う団体に対し、活動の支援を行った。 ・番町市民活動センターの共催事業として、女性支援を目的とするホワイトリボンランを開催した。	番町及び清水市民活動センターにおいて男女共同参画女性団体をはじめとする様々な活動分野の市民活動団体の支援を行う。	61,474		市民自治推進課				
	144	男女共同参画を推進する団体の育成と活動支援	地域において男女共同参画を推進する団体や人材を育成する効果的な手法を検討しつつ、その活動支援や情報提供を行います。				●	●	●	●	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	836	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数669人)	725	A	各女性団体に講座等の開催を委託することで、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	826	—	男女共同参画・人権政策課				
	145	男女共同参画に関する学習グループの活動を発表する場の提供	男女共同参画に関する学習グループ間の交流と情報交換を行い、活動発表の場を提供します。				●	●	●	●	女性会館事業:アイセル21を利用する団体の活動発表会を女性会館と葵生涯学習センターとの共催事業として実施する。	指定管理料に含む	葵生涯学習センターとの共催事業である「アイセルわいわい祭り」を実施し、1,346人(関係団体含む)が参加した。 他にも、2月に男女共同参画団体登録説明会を開催し、動画配信も行った。卒論・探求学習発表会を行い、高校生や大学生によるジェンダーに関する探求学習や卒業論文の発表を行い、発表者17人、聴講31人が参加した。	指定管理料に含む	A	男女共同参画団体登録説明会や卒論・探求学習発表会等を開催し、様々な手段で男女共同参画に関する学習グループ間の交流や活動発表を行う機会を提供できた。	女性会館事業:アイセル21を利用する団体の活動発表会を女性会館と葵生涯学習センターとの共催事業として実施する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課				
	38(再)	地域人材を活用した教育活動の充実	地域人材を活用した教育活動の充実のため、男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に周知します。	●	●	●	●	●	●	●	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍している外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,964	市立小中学校113校(118校中)で実施。	2,344	A	男女共同参画を実現するための市民活動を促進することができた。	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍している外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,957	男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に情報提供及び周知を行う。	学校教育課				
(2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進																								
146	男女共同参画関係団体への支援	男女共同参画関係団体の活動に関する支援を行い、団体の円滑化・活発化を促進します。				●	●	●	●	●	静岡市女性団体連絡会事業補助金の交付を行う。	261	静岡市女性団体連絡会に対し、活動事業に対する補助金を交付した。	261	A	団体に補助金の交付することで、男女共同参画社会の実現に向けた活動を支援することができた。	静岡市女性団体連絡会事業補助金の交付を行う。	261	—	男女共同参画・人権政策課				
147	地域団体役員への男女共同参画への理解促進	啓発情報誌等の配付等により、地域団体役員への男女共同参画に関する理解促進を図ります。					●	●	●	●	区自主防災組織に向けて、「男女共同参画視点の防災」について説明を行う。	—	葵区・清水区自主防災組織に向けて、「男女共同参画視点の防災」について説明を行った。	—	A	防災における男女共同参画の必要性の説明を通じ、自治会町内会に対し、男女共同参画の意識啓発ができた。	区自主防災組織に向けて、「男女共同参画視点の防災」について説明を行う。	—	—	男女共同参画・人権政策課				
148	地域における男女共同参画講座の開催	各地域の生涯学習施設等において講座を開催し、地域における男女共同参画の推進を図ります。				●	●	●	●	●	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	836	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数669人)	725	A	各女性団体に講座等の開催を委託することで、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	826	—	男女共同参画・人権政策課				
(3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進																								
149	女性消防団員の入団促進	消防団員における女性の割合の増加を図るために、積極的に女性の募集を行います。				●	●	●	●	●	イベント等の開催もコロナ禍前に戻ることが想されるため、今年度も積極的に各種イベントに参加し団員確保のため広報活動を行うとともに、SNS等を活用したPRも継続して実施する。	3,180	市内大学祭や地域のイベントに計14回参加し、団員確保のための広報を実施。 併せて、SNS等を活用し消防団活動のPRを実施した。	942	A	女性団員数が令和6年4月1日現在の72人から令和7年4月1日現在は74人と2人増えたため。	今年度も積極的に各種イベントに参加し団員確保のため広報活動を行うとともに、SNS等を活用したPRも継続して実施する。	2,188	今年度も継続してカラーガード隊が各種イベントに参加し、団員確保のための広報を実施。	警防課				
150	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営に関する出前講座の実施	出前講座の実施に当たり、県が作成した避難所運営マニュアルを活用したり女性の視点を意識したHUG(避難所運営ゲーム)を実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	市政出前講座の実施:130回	—	市政出前講座の実施:154回	—	A	男女共同参画の視点をもった防災対策について普及することで、重点目標である地域における男女共同参画の実現に寄与したため。	市政出前講座の実施:150回	—	男女共同参画の視点をもった防災対策普及のため、引き続き出前講座の周知に努め、利用促進を図っていく。	危機管理課				
151	男女共同参画の視点を持った防災や災害復興に関する出前講座等の実施	男女共同参画の視点を持った避難所運営マニュアルを活用した出前講座等を実施します。					●	●	●	●	女性会館事業:アイセル女性カレッジを開催する。	指定管理料に含む	市内に在住する女性25人を対象に地域防災に男女共同参画の視点を取り入れるためのアイセル女性カレッジを実施した。	指定管理料に含む	A	「災害とジェンダー」をテーマに講座を行い、過去の災害等から避難所がかかる問題を考える機会を提供できた。	女性会館事業:アイセル女性カレッジを開催する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課				
152	地区支部における男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する研修の実施	各区の地区支部において男女共同参画の視点をもった避難所運営に関する研修等を実施します。				●	●	●	●	●	地区支部災害対策用品(地区支部BOX)に男女共同参画視点で作成した避難所チェックシートを配備する。	—	地区支部災害対策用品(地区支部BOX)に男女共同参画視点で作成した避難所チェックシートを配備した。	—	A	地区支部における男女共同参画の視点を持った避難所運営について啓発ができた。	地区支部災害対策用品(地区支部BOX)に男女共同参画視点で作成した避難所チェックシートを配備を継続する。	—	—	男女共同参画・人権政策課				
(4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実																								
153	静岡市女性会館における講座・講演会の開催	市の男女共同参画の推進拠点として、男女共同参画の推進のための講座や講演会を開催します。	●	●	●	●	●	●	●	●	女性会館事業:計画に沿った各種講座、講演会を実施する。	指定管理料に含む	計画の基本施策に関わる分野の講座を全21講座を実施開催した。(延べ参加者2,214人)	指定管理料に含む	A	幅広い世代に、時代のニーズに沿ったテーマの講座や講演会等を実施し、男女共同参画の啓発に努めた。	女性会館事業:計画に沿った各種講座、講演会を実施する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課				
154	男女共同参画団体の認定及び団体支援	女性を取り巻く諸問題に関する学習及び活動をする団体を男女共同参画団体と認定し、女性会館利用の優遇や、団体運営に係る支援などの支援を行います。					●	●	●	●	男女共同参画団体の募集及び認定、団体運営に係る支援をする。	指定管理料に含む	令和6年度時点認定団体数49団体	指定管理料に含む	A	男女共同参画団体の募集及び認定、団体運営に係る支援をする。	男女共同参画団体の募集及び認定、団体運営に係る支援をする。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課				

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考	
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳												
	50 (再)	女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館・清水区に開設する。	●	●	●	●	●	●	居場所兼サポート窓口の開設 年間18回	315	居場所兼サポート窓口を開設した。ふらり11回、ちるり(若年層)7回	315	A	様々な困難を抱えた女性が心を落ちさせることができるように会場設営、スタッフの対応により、参加者の満足度を高くすることができた。	実施予定なし	—	—	男女共同参画・人権政策課		
	67 (再)	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。			●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,492件、面接相談153件、法律相談81件、合計1,734件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	—	—	男女共同参画・人権政策課	
	135 (再)	多様で複合的な困難を抱える男女への支援	多様で複合的な困難を抱えている人に対して、個別相談や共通の体験をしている人が安心して集まることのできる場を設けることで、その解決を支援します。					●	●	女性会館主催事業:男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	女性40人を対象に「離婚に関する法律講座」を2回開催(参加者68人)した。	指定管理料に含む	A	女性向けに離婚に対する講座を実施したこと、法律の知識を知り、長期的な視点に立って自分自身で主体的な選択ができるよう理解を深めることができた。	女性会館事業:離婚を考える女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	指定管理料に含む	—	—	男女共同参画・人権政策課	

ジェンダー・ギャップの解消

基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現(基本目標7は第2次静岡市女性参画進計画を兼ねる)

(1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進

155	ダイバーシティ経営推進講演会開催	経営者・管理職を対象とした講演会を開催				●	●	●	●	経済産業省が公表している「改訂版ダイバーシティ経営診断ツール」を活用し、経営者・管理職から一般社員までを対象としたワークショップを開催する。	630	ワークショップを開催 1回 【テーマ】採用と育成を成功に導くワークショップ「ダイバーシティ経営診断シート活用塾」	110	A	計画通り実施できた。また、参加者アンケートで「企画がダイバーシティ経営推進に取組むきっかけとなつた」と回答した企業の割合が、目標値90%を上回る100%だったため。	事業廃止			商業労政課	
156	多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化	女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に積極的に取組む事業所を表彰				●	●	●	●	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	1,417	・6社表彰 ・いきいきワークスタイル通信の更新	1,157	A	計画を上回る実績となり、女性活躍ロールモデルを始め、様々な取組を広く発信することができたため。	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	市内企の様々な企業が取り組む多様な好事例をさらに掘り起こし、表彰による顕彰と他の事業者への周知に繋げていく。	商業労政課	
157	女性活躍推進協議会開催	職業生活における女性活躍を推進する公民連携の協議会を開催				●	●	●	●	書面での情報発信	—	令和5年度から第4次男女共同参画行動計画がはじまり、女性活躍推進は、関連性が高いことから、この行動計画と一緒に推進することとなった。	D	男女共同参画審議会の中で女性活躍推進計画の策定や変更(進捗の管理等)は審議会に諮られることになった。	令和5年度から第4次男女共同参画行動計画がはじまり、女性活躍推進計画は、関連性が高いことから、この行動計画と一緒に推進することとなったため、女性活躍推進協議会単独としては開催しない。	—	—	男女共同参画・人権政策課		
28 (再)	企業・団体を対象とした出前講座の実施	企業・団体等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための出前講座を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	広報紙や市HPで市政出前講座について募集し、希望する企業・団体に対し出前講座を実施する。	—	申込みのあった団体(5団体、参加者459人)に対し、出前講座を実施した。(テーマ「自分目線で男女共同参画を考えてみよう」/「多様な性をもっと身近に」)	—	A	令和5年度より多くの講座の申込みがあり、多くの人が男女共同参画についての理解を深めることができたため。	広報紙や市HPで市政出前講座について募集し、希望する企業・団体に対し出前講座を実施する。	—	—	男女共同参画・人権政策課	

(2) 男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備

158	しづおか子育てきずなLINEの配信	おなかの赤ちゃんの成長の様子や妊娠期の注意点、出産・子育てに関するアドバイスなどをLINEで継続的に配信することで、父親が育児当事者になるための知識共有の支援・意識啓発を行います。	●							・LINE配信(妊娠とそのパートナー、満3歳までの子どもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回配信)及び周知広報・配信者数3,000人	2,457	妊娠とそのパートナー、満3歳までの子どもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回配信を実施した(登録者数3,510人(R7.3月末時点))。	2,388	A	おなかの赤ちゃんの成長の様子や妊娠期の注意点、出産・子育てに関するアドバイスなどを継続的に配信することで、父親が育児当事者になるための知識共有の支援・意識啓発に寄与することができた(利用者満足度71.7%)。	LINE配信(妊娠とそのパートナー、満3歳までの子どもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回配信)及び周知広報を実施する。	2,457	引き続き周知を行い配信登録者を増やすとともに、利用満足度アンケートを実施し、その結果を踏まえ更なる配信内容の充実と登録者増を図る。	こども未来課	
11 (再)	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催します。				●	●	●	●	男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座を市民向け・企業向けに実施する。	1,500	男性の家事・子育ての参画促進を目的としたワークショップの開催。市民向け1回、(参加者41人)企業向け2回(延べ参加者47人)	1,172	A	企業向けワークショップはアンケートを取得した参加者全員が「役に立った」と回答した。また、市民向けワークショップについても8割以上が「共働き・共育てするためのヒントが見つかった」と回答しており、男性の家事・育児参画の促進につながったといえるため。	男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座を市民向けに実施するとともに、静岡市に女性が活躍できる企業が多くあることのPRを実施するため、女性活躍ブランドのPRイベントを開催する。	60	働きかける人数を増やすために、より多くの人の目に留まる商業施設等でイベントを実施する。	男女共同参画・人権政策課	
156 (再)	多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化	女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に積極的に取組む事業所を表彰				●	●	●	●	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	1,417	・6社表彰 ・いきいきワークスタイル通信の更新	1,157	A	計画を上回る実績となり、女性活躍ロールモデルを始め、様々な取組を広く発信することができたため。	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	市内企の様々な企業が取り組む多様な好事例をさらに掘り起こし、表彰による顕彰と他の事業者への周知に繋げていく。	商業労政課	

(3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実

159	多様な保育サービスの提供	一時預かり、延長保育等の多様な保育サービスの提供により、子育てを支援します。	●							私立こども園、新制度幼稚園、私立保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設において、一時預かり109園、延長保育92園を実施する。	364,571	一時預かり事業:109園 延長保育事業:78園	332,384	A	多様なニーズに対応した子育て支援が提供できた。	私立こども園、新制度幼稚園、私立保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設において、一時預かり110園、延長保育82園を実施する。	368,975		幼児教育・保育支援課	
160	多様な保育サービスの提供	一時預かり、延長保育等の多様な保育サービスの提供により、子育てを支援します。	●			●	●	●	●	市立こども園において、一時預かり(40園)、市立こども園及び待機児童園において延長保育(25園)を実施する。	—	市立こども園において、一時預かり(40園)、市立こども園及び待機児童園において延長保育(25園)を実施した。	—	A	一時預かり・延長保育を実施することで、子育て及び雇用の支援を行った。	市立こども園において、一時預かり(39園)、市立こども園及び待機児童園において延長保育を実施する。	—		こども園運営課	

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考	
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳												
161	161	ファミリー・サポート・センターの運営	育児を援助したい人、育児の援助を受けたい人の会員組織で、地域において育児に関する相互扶助を行います。	●	●					子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との相互援助を支援する。(緊サボ含む)	28,035	ファミリーサポートセンター 年間活動件数 7,384件 緊急サポートセンター 年間活動件数 259件	28,026	A	共働き家庭などが子育てしやすい環境になるよう支援できた。	子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との相互援助を支援する。(緊サボ含む)	28,035	—	こども未来課		
162	162	子育て支援制度についての情報提供	子育てハンドブック、子育て応援総合HP「ちゃむ」等の媒体により、子育てに関するさまざまな情報を提供します。	●	●					子育てハンドブックを20,000部発行するとともに、子育て応援総合HP「ちゃむしすおか」の管理運営及び改修を実施し子育てに関する情報提供を行う。	4,048	子育てハンドブックを20,000部発行するとともに、子育て応援総合HP「ちゃむしすおか」の管理運営及び改修を実施し子育てに関する情報提供を行った。(ちゃむしすおかR6アクセス数合計:月平均48,372ページ)。	4,048	A	令和5年7月から12月にかけて実施した「ちゃむしすおか」サイトリニューアルによるアクセス数の向上等により、令和6年度上半期のアクセス数が例年より向上したことから、前年度よりアクセス数が増加した。	子育てハンドブックを20,000部発行するとともに、子育て応援総合HP「ちゃむしすおか」の管理運営を実施し、子育てに関する情報提供を行う。	4,048	—	こども未来課		
163	163	各地域における子育て支援の実施	地域子育て支援センターの運営やあそび・子育ておしゃべりサロンの実施等により、地域での子育てを支援します。	●			●	●	●	子育て支援センター21か所の運営及び子育てに関するノウハウを有する市内公立認定こども園で親子のふれ合いや育児相談・育児講座を実施する。	305,712	21か所の子育て支援センターにおいて、利用者に対し、適切な遊びの提供とともに、相談等に回答することで子育ての悩みの解消にもつながった。市立こども園において支援センター併設・休園中園を除く全園で育児相談・育児講座を実施することができた。	298,133	A	・子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供し、子育て世代の支援を行った。 ・保健福祉センターなど関係機関と連携し講座を開催するなど、実施方法や周知等を工夫しながら事業を行い、妊娠期からの子育て世代のサポートに繋げた	継続して事業を実施	304,645	—	こども未来課		
164	164	母親クラブの活動の支援	児童の健全育成を図る母親・父親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を補助します。	●	●	●	●	●	●	市内4クラブの母親クラブに年間153,000円の補助を実施する。	765	市内母親クラブ4団体に補助金を交付 (153,000円×4団体)	612	A	各団体からの補助金交付申請に対し、適切に補助金の交付事務を実施した。各クラブにおいて、児童館や生涯学習交流会等で活動を行い、子どもの健全育成に寄与した。	市内4クラブの母親クラブに年間153,000円の補助を実施する。	765	母親クラブ会員の高齢化が課題。クラブ名に囚われず男性会員の増加を図る。	こども未来課		
165	165	保育料の保護者負担の軽減	保育料における保護者負担を市費補填により軽減します。	●						国基準に対し、約60%軽減する。 ※令和2年度から0歳から2歳の課税世帯のみが対象。 ※令和5年度から第2子以降保育料無償化。	1,365,677	国基準に対し、約60%軽減する。 ※令和2年度から0歳から2歳の課税世帯のみが対象。 ※令和5年度から第2子以降保育料無償化。	1,365,677	A	保護者に対して、保育料の負担軽減を図ることができた。	国基準に対し、約60%軽減する。 ※令和2年度から0歳から2歳の課税世帯のみが対象。 ※令和5年度から第2子以降保育料無償化。	1,325,227	—	こども未来課		
166	166	児童館の運営	児童館において、遊びをとおして児童の健全育成を図るとともに児童に関する地域活動の育成を行います。	●	●	●	●	●	●	市内13館の児童館の運営(指定管理13館)	244,847	市内13館の児童館の運営(指定管理13館)	245,285	A	児童館において、遊びをとおして児童の健全育成を図るとともに児童に関する地域活動の育成を行った。	市内13館の児童館の運営(指定管理13館)	244,497	—	こども若者応援課		
167	167	放課後児童クラブの運営	仕事などで屋間家庭にいない保護者にかわり、放課後等に小学校児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供して育成します。	●						市内83か所の児童クラブを運営	2,041,419	市内83か所の児童クラブを運営	1,805,513	A	計画通り児童クラブを運営するとともに、新たな整備も進めることで、男女関係なく保護者の就労支援及び離職防止に寄与することができた。	市内83か所の児童クラブを運営	2,066,224	電子申請の導入による事務手続きの簡略化など、市民ニーズに対応した一層のサービスの拡充ができるよう取り組んでいく。	こども若者応援課		
168	168	地域学校協働活動推進事業 (放課後子ども教室の実施)	放課後に学校施設を活用し、地域住民の参画により、放課後児童クラブを利用する児童を含めた全ての児童を対象に、安全安心で充実した子どもの遊び及び学習の場を提供し、地域全体で次代を担う子どもたちを育成します。	●						地域学校協働活動の一環として、放課後子ども教室を全79校で実施する。	118,228千円の一部	放課後子ども教室を79校で実施し、放課後に子どもたちが安全・安心に活動できる場を提供することができた。また、参加児童の満足度は91.9%であった。	95,407千円の一部	A	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行い、地域全体で子どもを育てる組みづくりに寄与した。	地域学校協働活動の一環として、放課後子ども教室を全79校で実施する。	118,800千円の一部	活動意義や内容の周知を広げ、継続して放課後子ども教室を実施していく。	教育総務課		
169	169	特定優良賃貸住宅子育て支援事業の実施	中堅所得者を対象とした優良な賃貸住宅を建設した事業者に対し、小学校6年生までの子どもを扶養する人居住者の負担軽減のため、家賃減額に係る補助を実施します。	●	●		●	●		1棟8戸に対して、家賃減額に係る補助を実施する。	1,479	2棟3戸に対して助成金を交付した。	739	B	計画通り実施出来なかったが、補助金を交付することにより男女共同参画の推進に寄与できたため				こども未来課	R6年度で全ての物件の管理期間が終了した。	
170	170	私立こども園・保育所等施設整備費補助金	保育所の新設、又は老朽化した園舎の建替えに必要な施設整備費用の一部を助成します。	●						整備件数1件 保育定員の拡大0人分	381,712	整備件数1件 保育定員の拡大0人分	412,668	A	計画どおり実施し、保育の受け皿を維持することにより、子育て支援につなげた。			—	—	こども未来課	
171	171	施設型小規模保育事業整備費補助金	小規模保育事業の設置に必要な施設整備費用の助成をします。	●						R6は実施なし			—	—	—	—	—	—	こども未来課	R6・R7対象施設なし。	
172	172	私立認定こども園整備事業	認定こども園への移行に必要な施設整備費用の助成をします。	●						R6は実施なし			—	—	—	整備件数2件 保育定員の拡大105人分	536,181	—	こども未来課	R5・R6整備済。	
173	173	ママケアディサービス事業	生後4か月以上1歳未満の乳児と母親が対象。市内の民間宿泊施設を利用して、母親に相談、休息、交流の場を提供します。	●		●	●	●		市内6か所の民間旅館施設等において実施 年間144回実施予定	7,089	実施回数 150回 利用組数 759組 満足度 94.0%	7,089	A	開催回数を増やすとともに、会場によって受入組数を増やしたこと、利用組数が前年(633組)の120%となつた。	市内6か所の民間旅館施設等において、年間計145回実施予定	7,095	引き続きニーズに応じた持続可能な事業のあり方を検討していく。	こども家庭福祉課		
174	174	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児と母親が対象。市内の助産所等において、産後の母体の回復や心理的安定の支援、育児指導等を実施します。	●		●	●	●		市内助産所(助産師)により、4種の型を実施 宿泊型、日帰り型(休息と相談タイプ)、日帰り型(相談タイプ)、訪問型 合計延べ利用日数2,530日以上	18,048	利用日数が前年(2,978日)の108%となった。また、次年度に向けて、利用料の引下げ、対象者の緩和、委託先の拡充などの見直しを行つた。	17,115	A	利用日数が前年(2,978日)の108%となった。また、次年度に向けて、利用料の引下げ、対象者の緩和、委託先の拡充などの見直しを行つた。	市内医療機関または助産所(助産師)等へ委託し事業を実施。 宿泊型、日帰り型(休息と相談タイプ)、日帰り型(相談タイプ)、訪問型 合計延べ利用日数3,500日以上	28,713	拡充後の利用状況を見ながら、受け皿の維持・拡充を検討していく。切れ目のない支援の継続。	こども家庭福祉課		
175	175	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と判断された家庭に対し、保育士等の専門職や子育て経験者が対象家庭を訪問し、養育に関する助言・指導等を行います。	●		●	●	●		支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2,702	調査・支援計画作成 33世帯 訪問員研修会5回、会議3回実施	1,539	A	支援が必要と判断された世帯全てに支援が実施できた。	支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2,706	困難事例へ対応が多いため、引き続き研修会及び会議の開催のほか、関係機関との連携により、訪問員が円滑に支援を行える体制を継続していく。	こども家庭福祉課		

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考	
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳												
176	介護支援専門員に対する研修の実施	介護支援専門員の知識向上のための研修等を実施します。								令和6年度から地域包括支援センター職員等研修会に統合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地域包括ケア推進課	R6から他事業に統合。
177	S型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援します。						●		S型デイサービスの実施	68,401	市内267会場で開催し、4,766人が参加した。	65,268	B	予定していた274会場での開催はできなかったが、住民主体による通いの場を提供し、高齢者の介護予防、社会的孤立の防止等を図ることで、地域全体で介護を支える仕組みづくりに寄与することができた。	S型デイサービスの実施	66,800	未開催地区へ新規会場の立ち上げを働きかけ、開催会場、参加者数の増加を目指す。	地域包括ケア推進課		
178	重度身体障害者への訪問入浴サービスの実施	在宅での入浴が困難な身体障害者の家庭を訪問し、入浴サービスを提供します。	● ● ● ● ● ●					●	身体障害児(者)の自宅を訪問し、自宅にて洗体、洗髪、清拭等の入浴サービスを行う。	68,256	年間104回を上限に、利用者92人に実施した。総利用回数4,870回で、毎年利用者数、総利用回数ともに増加している。	67,311	A	家庭における入浴が困難な重度の障害者やその家族の身体的、精神的負担の軽減に寄与したため。	身体障害児(者)の自宅を訪問し、自宅にて洗体、洗髪、清拭等の入浴サービスを行う。	70,364	引き続きサービスを必要としている利用者が確実に利用できるよう各区障害者支援課と協力していく。	障害福祉企画課			
179	家族介護者支援事業費	介護者同士の交流会、介護に関する相談活動を実施します。			● ●	●	●	●	●	介護者同士の交流会 15回開催 介護に関する相談活動 隨時	1,000	・介護者同士の交流会 18回開催 ・介護に関する相談活動 464回開催(随時)	1,000	A	計画通り実施し、介護に関する不安等の解消を支援できた。	介護者同士の交流会 15回開催 介護に関する相談活動 随時	1,000		介護保険課		
180	介護講座の開催	基本的な介護技術を学ぶ講座を開催します。			● ●	●	●	●	●	市広報誌にて周知を図り、11月中旬各区にて開催する。	344	・市広報誌での周知をし、各区2日間(計6回)開催した。 ・参加人数68人	270	A	計画通り実施し、介護技術の周知を図ることができた。	市広報誌にて周知を図り、11月中旬に各区にて開催する	222		介護保険課		
181	介護等の支援制度についての情報提供	介護等に関する各種支援制度について、パンフレットや出前講座、ホームページ等による情報提供を行います。								専用ウェブサイト(まるけあネット)による情報発信および各種啓発用のチラシやパンフレットの作成、配布。	5,400	専用ウェブサイトによる定期的な情報発信の継続及び啓発用パンフレット(3種)19,000部を作成・配布した。	3,544	A	定期的な情報発信の継続し、ウェブサイトの訪問者数が月平均で3,028人と計画の目標を上回り、また、各種パンフレットの配布をした。	専用ウェブサイト(まるけあネット)による情報発信の実施。	3,065		地域包括ケア推進課		
182	介護等の支援制度についての情報提供	介護等に関する各種支援制度について、パンフレットや出前講座、ホームページ等による情報提供を行います。				●	●	●	●	・介護保険パンフレット 43,000部印刷 ・出前講座 3回 ・ホームページの更新	1,688	計画通り実施し、介護保険の基礎的知識の普及を図ることができた。	1,278	A	計画通り実施し、介護保険の基礎的知識の普及を図ることができた。	・介護保険パンフレット 40,000部印刷 ・出前講座 3回 ・ホームページの更新	1,683		介護保険課		
59 (再)	児童相談所・一時保護所の運営	家庭その他の相談に応じ児童が有する問題や真のニーズ、また児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個一の児童や家庭に最も効果的な処遇を行う中で児童の福祉を図り、その権利を保護します。	● ● ● ● ● ●						・相談対応 2,322件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 309件	1,517,718	・相談対応 2,346件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 286件	1,480,227	A	児童に関する相談機関として、家庭その他の様々な相談に応じ、その解決を支援することができた。	・相談対応 2,346件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 286件	1,509,825	児童、家庭に対して適切に支援できるよう、引き続き児童相談所を運営していく。	児童相談所			
60 (再)	こども家庭センターの実施	児童に関するさまざまな問題について児童、家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言等を行います。	● ● ● ● ● ●					●	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,586	こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。 相談受付件数2,871件	745	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	2,038		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)			
61 (再)	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	地域における高齢者の身近な総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るために成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。						●	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	市内に29センターを設置し、①～③の事業を実施した。 ①113,132件(相談受付延べ件数)、 ②11,140件(相談受け受け延べ件数)、 ③264件(会議開催数)	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種を交えながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく。	地域包括ケア推進課			
75 (再)	乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●			●	●		継続的な支援の実施。	78,680	4か月児健診 受診者数 3,433人 10か月児健診 受診者数 3,453人 1.6健診 受診者数 3,782人 3歳児健診 受診者数 4,163人	77,278	A	乳幼児への健診・相談業務を通し、育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	76,568		こども家庭福祉課(各区健康支援課)			
82 (再)	要保護児童対策地域協議会の運営	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議等を行う協議会の運営を調整します。	● ● ● ● ● ●						代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 隨時	722	代表者会議 1回 実務者会議 定例会:36回 進行管理会議:9回 個別ケース検討会議 隨時(延36人)	614	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 隨時	692		こども家庭福祉課(各区健康支援課)			
86 (再)	子育て支援ヘルパー派遣事業の実施	1歳未満の子を養育する者が家事・育児の困難な家庭、3歳未満の子を二人以上養育する家庭、妊娠中で体調不良のため家事が困難な家庭にヘルパーを派遣します。						●	利用世帯250世帯	2,340	利用世帯186世帯	1,878	B	妊娠中や出産直後の家庭に子育て支援ヘルパーが派遣され、家事や育児の支援を行うことにより、子育てしやすい環境が整備された。	利用世帯280世帯	2,859	利用世帯数が減少した理由を分析し、利用世帯数の増加に努める。	こども家庭福祉課			
87 (再)	子育て短期支援事業	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るために、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	● ● ● ● ● ●					●	3施設で実施 延べ利用日数220日	1,569	3施設で実施 延べ利用日数250日	1,221	A	保護者の疾病等で養育できない児童や経済的理由で一時保護する必要がある母子を施設で預かるという支援が行われた。	3施設で実施 延べ利用日数250日	1,342		こども家庭福祉課			
111 (再)	子ども医療費の助成	保護者の経済的負担の軽減と子どもの健全な育成のため、子どもの医療費の一部を助成します。	● ● ● ● ● ●						市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,946,632	1,320,881件(入院と通院の合計)の医療費助成を実施。	2,890,638	A	性別に関らず、子どもに係る医療費を確実に助成したことで、経済的負担の軽減、子どもの健全な育成の支援を行うことができた。	市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,623,914		こども家庭福祉課			

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
183	認可外保育施設保育料の第2子以降の軽減	認可外保育施設を利用した0~2歳児まで課税世帯で第2子以降の保育料について、19千円を上限に、軽減する。	●							保護者からの申請受付、対象となるかの確認、償還を行う。	63,000	—	—	—	—	認可外保育施設利用の多子世帯保護者からの申請受付、対象となるかの確認、償還を行う。	34,500	—	ニども未来課			
(4) 多様で柔軟な働き方の推進																						
9 (再)	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催します。			●	●	●	女性会館主催事業: 男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	男性11人を対象に「60歳からのセカンド飯ライフ」、小学1~3年生と父親11人を対象に「パパと子でつくる! ランチ大作戦」の講座を2回開催(参加者22人)。	指定管理料に含む	A	男性向けの講座を実施したこと、男性の家事・育児・介護への参加促進に寄与した。	女性会館主催事業: 男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	—	—	男女共同参画・人権政策課				
156 (再)	多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化	女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に積極的に取組む事業所を表彰			●	●	●	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化」し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	1,417	・6社表彰 ・いきいきワークスタイル通信の更新	1,157	A	計画を上回る実績となり、女性活躍ロールモデルを始め、様々な取組を広く発信することができたため。	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化」し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	市内企の様々な企業が取り組む多様な好事例をさらに掘り起こし、表彰による顕彰と他の事業者への周知に繋げていく。	商業労政課					

基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現(基本目標8は第2次静岡市女性活躍推進計画を兼ねる)

女性

(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進																						
184	労働に関する実態調査	市内の事業所における雇用形態、勤務時間など勤労者の労働実態の調査を実施します。						・市内事業所及び市内事業所に勤務する従業員を対象にアンケート調査を実施 ・事業所 2,500事業所 従業員 5,000人	5,300	アンケート調査の実施 事業所 発送2,500事業所 回収513事業所(20.5%) 従業員 発送5,000名 回収658名(13.2%)	3,960	A	計画に沿って実施できた。 また、調査結果については、今後の施策の検討に活用するとともに、関係課にも共有を行った。	なし (概ね3年に1度実施)	—	—	—	—	—	—	商業労政課	
185	男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入の検討	市の建設工事に係る入札・契約において、男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置の導入を検討します。			●	●	●	・令和7年度建設業者定期認定に備え、引き続き市ホームページ及び説明会にて、制度の周知及び普及を図る。また申請受付時に再度周知を図る。 ・総合評価方式における入札において、女性技術者を配置した場合、加点対象とする。	—	市ホームページ掲載及び定期認定説明会にて、制度の周知。申請受付時に再度周知を実施。	—	A	男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置を講じたことで、建設業における女性の就職支援ができた。	・令和9年度建設業者定期認定に備え、引き続き市ホームページ及び説明会にて、制度の周知及び普及を図る。また申請受付時に再度周知を図る。 ・総合評価方式における入札において、女性技術者を配置した場合、加点対象とする。	—	—	—	—	契約課 技術政策課			
(2) 労働の場におけるハラスメント防止対策の推進																						
186	労働問題や再就職に関する相談の実施	労働・社会保険・労務管理等の相談及び就職に関する相談を実施します。			●	●	●	市内在住または市内の事業所に勤務する人を対象に、原則毎月第2・3・4水曜日に「労働相談」を実施する。	349	計画どおり、原則毎月第2・3・4水曜日に「労働相談」を実施した。 相談者数80人(目標値:67人)	317	A	社会保険労務士が専門性のある立場から相談者の課題に直接対応することにより、悩みの緩和や課題の解決を支援することができた。	市内在住または市内の事業所に勤務する人を対象に、原則毎月第2・3・4水曜日に「労働相談」を実施する。	349	実施日が限られていることから、相談者からの連絡があった際に、県の相談窓口など他機関の支援策についても併せて紹介できるよう、情報の収集と把握に努める。	349	—	—	—	商業労政課	
187	静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動	女性や若者が就労しやすい環境づくりを推進します。			●	●	●	年間を通して、随時、静岡市HPにて、周知及び普及を図る。	—	・市HPにハラスメント撲滅運動のスター、オリジナル教育活動用資料、チェックリストの掲載	—	A	・ハラスメント防止として教育資料を用意し、対策として相談窓口の案内を行っている。	年間を通して、随時、静岡市HPにて、周知及び普及を図る。	—	・静岡市HPに集約することにより広く周知を図る。	—	—	技術政策課			
(3) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備																						
188	地場産業後継者育成事業の実施	職人の減少・高齢化が課題となっている地場産業(特に伝統工芸産業)の後継者を育成するため、技術習得から雇用、独立までの各過程を支援します。				●		(地場産業後継者育成事業) ①現場実習短期支援事業 3名 ②現場実習長期支援事業 6名 ③独立支援事業 2名 ④雇用奨励金 6名	11,796	(地場産業後継者育成事業) ①現場実習短期支援事業 2名 ②現場実習長期支援事業 6名 ③独立支援事業 1名 ④雇用奨励金 6名	11,340	B	計画通り実施できなかったが、制度利用者のうち、半数以上が女性であり、地域産業における女性の活躍に貢献できた。	(地場産業後継者育成事業) ①現場実習短期支援事業 2名 ②現場実習長期支援事業 7名 ③独立支援事業 0名 ④雇用奨励金 7名	11,700	技術習得の着実性を高めるため、支援対象者を慎重に選定していく。	11,700	—	—	—	産業振興課	
189	自営業で働く女性の経営参画への支援	自営業で働く女性が経営方針に参画できるよう支援を行います。			●	●	●	男女共同参画週間の啓発において、女子きらっブランドの展示を行う。	—	男女共同参画週間の啓発において、女子きらっブランドの展示を行った。	—	A	展示により、自営業で働く女性の活躍を市民に向けて啓発することができた。	より多くの人の目に留まるよう、商業施設で女子きらっブランドの展示を行う。	—	—	—	—	男女共同参画・人権政策課			
190	家族経営協定の締結促進	農家の家族間で労働条件・報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる農業経営を目指し農業後継者の育成に努めます。			●	●	●	農業者年金加入推進業務を通じて、農業者へ家族経営協定を周知する。	—	農業者年金加入推進業務を通じて、農業者へ家族経営協定を周知した。	0	A	家族経営協定の締結を通じて、女性の農業経営への参画推進に寄与した。	農業者年金加入推進業務を通じて、農業者へ家族経営協定を周知する。	0	なし	—	—	農業委員会事務局			
(4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援																						
191	企業等に対するキャリアアップ助成金の周知	キャリアアップ助成金を市内企業に広く周知します。			●	●	●	静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策について随時周知・情報発信を行う。	—	静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策について随時周知・情報発信を行った。	—	A	予定通り情報発信を滞りなく実施した。	静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策について随時周知・情報発信を行う。	—	情報発信を強化するため、「しづまつち」も活用強化していくよう努める。	—	—	男女共同参画・人権政策課 商業労政課			

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳	65歳以上													
	199	各種教室・相談の開催	夫婦がともに楽しく育児をし、子どもたちの健全な成長につなげていくための教室・相談を開催します。	●				●	●		育児に男女が参画し、楽しく育児するため育児教室、育児相談、講演会等を実施する。	10,429	健康支援課より回答	9,311						10,043		こども家庭福祉課(各区健康支援課)	
	200	子育てパパトーク事業の実施	普段子どもと触れ合う機会が少ない父親に対し、親子での触れ合いや父親同士の交流を促進するための事業を実施します。	●				●	●	●	子育てパパトーク4地区4事業実施に対し補助金を交付する。	180	子育てパパトーク4地区4事業実施に対し補助金を交付した。	120	A	男性の育児参加に対する意識向上につながった。	子育てパパトーク4地区4事業実施に対し補助金を交付する。	180	—	こども未来課			
	9(再)	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催します。					●	●	●	女性会館主催事業:男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	男性11人を対象に「60歳からのセカンド饭ライフ」、小学1~3年生と父親11人を対象に「パパと子でつくり!ランチ大作戦」の講座を2回開催(参加者22人)した。	指定管理料に含む	A	男性向けの講座を実施したこと、男性の家事・育児・介護への参加促進に寄与した。	女性会館主催事業:男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課			
	10(再)	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催	男性のための家事・育児・介護等の実践講座を開催します。					●	●	●	生涯学習施設において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中10施設で実施(直近3年の実績を3で割った平均値)	指定管理料の一部	37施設中8施設で開催した。男性向けの料理講座や、子育て講座など幅広い方法で男性の家事・育児参加を促す講座を開催した。	指定管理料の一部	B	男性の家事育児の参加を促す講座を各施設で実施したことにより、男女協働参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現に寄与した。	生涯学習施設において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中10施設で実施(直近3年の実績を3で割った平均値)	指定管理料の一部	講座の受講を通して、日頃の家事・育児にも積極的な参加ができるよう、日常生活につながる内容を行う必要がある。	生涯学習推進課			
	27(再)	生涯学習施設等における啓発講座の開催	生涯学習施設等と連携し男女共同参画社会の意識づくりのための啓発的な講座を開催します。					●	●	●	地域団体活動推進事業として、生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施する。	(NO. 144に含む)	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関係する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数669人)	—	A	男女共同参画に関する講座や講演会を当初の予定どおり開催できたため。	地域団体活動推進事業として、生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施する。	(NO. 144に含む)	—	男女共同参画・人権政策課			
	158(再)	しづおか子育てきずなLINEの配信	おなかの赤ちゃんの成長の様子や妊娠期の注意点、出産・子育てに関するアドバイスなどをLINEで継続的に配信することで、父親が育児当事者になるための知識共有の支援・意識啓発を行います。	●							・LINE配信(妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日~月2回)及び周知広報・配信者数3,000人	2,457	妊婦とそのパートナー、満3歳までの子どもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日~月2回のLINE配信を実施した(登録者数3,510人(R7.3月末時点))。	2,388	A	おなかの赤ちゃんの成長の様子や妊娠期の注意点、出産・子育てに関するアドバイスなどを継続的に配信することで、父親が育児当事者になるための知識共有の支援・意識啓発に寄与することができた(利用者満足度71.7%)。	LINE配信(妊婦とそのパートナー、満3歳までの子どもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日~月2回配信)及び周知広報を実施する。	2,457	引き続き周知を行い配信登録者を増やすとともに、利用満足度アンケートを実施し、その結果を踏まえ更なる配信内容の充実と登録者増を図る。	こども未来課			

基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)						④R6事業実施計画	⑤R6予算額(千円)	⑥R6実施実績	⑦R6決算額(千円)	⑧R6評価	⑨R6評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R7事業実施計画	⑪R7予算額(千円)	⑫R6評価を踏まえた改善点	⑬所管課	⑭備考		
				乳幼児(0~6歳)	小学生(7~12歳)	中学生(13~15歳)	高校生(16~18歳)	19~39歳	40~64歳													
	207	女性の活躍に関するイベント等の開催	女性の職業生活における活躍を目指し、事業所や女性を対象に講演会やイベント等を開催します。					●	●	●	1,026	男性の育児休業取得を支援し、男性の働き方改革を含め、職場全体の意識改革等に取り組むために、事業所を対象としてセミナーを開催し、希望する事業所に対して専門家派遣を実施する。	718	A	育児休業取得率の低い中小企業を対象に、職場全体の意識改革を進めるため、環境整備に関する経営陣・管理者層に向けてセミナーを実施し、専門家派遣を実施した。	予定通りセミナー及び専門家派遣を実施し、職場における男女共同参画意識の推進に寄与した。	実施予定なし	—	男女共同参画・人権政策課			
	208	女性の活躍の推進に積極的に取組む企業の認定	女性活躍推進企業を認定し、PRすることで、企業の取組を促進します。					●	●	●	—	新規認定は令和5年度で終了。過去の認定商品のPRを実施する。	—	A	(1)イベント展示・販売 ・府内外における展示(計5回) ・イベントでの販売(計1回) (2)各種メディア ・テレビや新聞、ラジオ、HP等様々な報道手段による「見える化」 ・認定商品紹介冊子の作成、配布	展示やイベントへの出展を通じ、女性活躍推進企業の周知をおこなった。	女性活躍推進企業PRすることで、企業の取組を促進する。	—	集客が見込める商業施設等での展示及び認定商品の販売を年1回実施する。	男女共同参画・人権政策課		
	155 (再)催	ダイバーシティ経営推進講演会開催	経営者・管理職を対象とした講演会を開催					●	●	●	630	経済産業省が公表している「改訂版ダイバーシティ経営診断ツール」を活用し、経営者・管理職から一般社員までを対象としたワークショップを開催する。	ワークショップを開催 1回 【テーマ】 採用と育成を成功に導くワークショップ「ダイバーシティ経営診断シート活用塾」	110	A	計画通り実施できた。また、参加者アンケートで「企画がダイバーシティ経営推進に取組むきっかけとなつた」と回答した企業の割合が、目標値90%を上回る100%だったため。	事業廃止			商業労政課		
	157 (再)	女性活躍推進協議会開催	職業生活における女性活躍を推進する公民連携の協議会を開催					●	●	●	—	書面での情報発信	—	D	令和5年度から第4次男女共同参画行動計画がはじまり、女性活躍推進計画は、関連性が高いことから、この行動計画と一体的に推進することとなった。 行動計画の策定や変更(進捗の管理等)は審議会に諮られることになっている。 今後は、男女共同参画行動計画と併せて、男女共同参画審議会において、推進を図る。	男女共同参画審議会の中で女性活躍推進に関する議論もを行い、女性活躍推進協議会としては実施しなかつたため。	令和5年度から第4次男女共同参画行動計画がはじまり、女性活躍推進計画は、関連性が高いことから、この行動計画と一体的に推進することとなったため、女性活躍推進協議会単独としては開催しない。	—	—	男女共同参画・人権政策課		
	185 (再)	男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札・契約における優遇措置導入の検討	市の建設工事に係る入札・契約において、男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置の導入を検討します。					●	●	●	—	・令和7年度建設業者定期認定に備え、引き続き市ホームページ及び説明会にて、制度の周知及び普及を図る。また申請受付時に再度周知を図る。 ・総合評価方式における入札において、女性技術者を配置した場合、加点対象とする。	市ホームページ掲載及び定期認定説明会にて、制度の周知。申請受付時に再度周知を実施。	—	A	男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置を講じたことで、建設業における女性の就職支援ができた。	・令和9年度建設業者定期認定に備え、引き続き市ホームページ及び説明会にて、制度の周知及び普及を図る。また申請受付時に再度周知を図る。 ・総合評価方式における入札において、女性技術者を配置した場合、加点対象とする。	—	—	契約課 技術政策課		
	(4) 女性の人材を育成する施策の充実																					
	209	人材育成事業の充実	市政や社会問題などについて学習し、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育てます。						●	●	女性会館事業:アイセル女性カレッジを開催する。	指定管理料に含む	学びを活動につなげるため、避難所運営ゲームを取り入れた全7回講座を実施。28人中22人の修了生を輩出した。	指定管理料に含む	A	「災害とジェンダー」をテーマに講座を行い、過去の災害等から学ぶ避難所がかかる、問題を考える機会を提供できた。	女性会館事業:アイセル女性カレッジを開催する。	指定管理料に含む	—	男女共同参画・人権政策課		
	210	女性の人材リストの更新・活用	さまざまな分野で活躍する女性の人材を発掘し、リストを充実させるとともに定期的に更新し、活用を促します。					●	●	●	—	審議会を所管する各課に対して、各女性委員が人材リストに登録するよう求める文書の発送を依頼する。	—	A	審議会等を所管する各所属を通じて、女性委員38名に対し人材リストへ登録するよう求める文書を発送し、このうち14名を登録した。	審議会等を所管する各所属と協力し、女性の人材リストの充実に努めた。	—	—	男女共同参画・人権政策課			
	211	女性学級の開催	女性が現代的課題等について学び、従来の性別役割分担意識を見直し、仲間をつくることにより、より一層社会に参画することを目的として女性学級を開催します。					●	●	●	女性学級の開催 25学級	指定管理料の一部	女性学級を24学級開講した。	指定管理料の一部	B	女性のキャリア形成及び能力発揮に寄与する講座を、各施設で実施した。	女性学級の開催24学級	指定管理料の一部	女性学級だけでなく、就労支援の講座等を通して女性の社会進出を支援していく。	生涯学習推進課		
	62 (再)	女性のための支援者養成講座の実施	女性の困難を理解する支援者を増やすため、講座や、出前講座を実施する。					●	●	●	581	女性支援に関わる人を対象とする交流会を1回、出張型の講座を5回実施する。	581	A	交流会の実施により、女性特有の困難を理解し、悩みを受けとめ、適切に支援につなげることができるネットワークを作ることができた。また、女性支援に関わる人のスキルアップを図ることができた。	実施予定なし(当事業は、基礎講座、発展講座、交流会という3年1サイクルの事業であり、令和6年度で事業サイクルが終了となる)	0	—	男女共同参画・人権政策課			

III 參 考 資 料

III 参考資料

1 市の状況

(1) 市職員の育児休業取得状況

年度	男性取得人数	女性取得人数	(人)
平成21年度	3	93	96
平成22年度	0	94	96
平成23年度	4	101	105
平成24年度	3	91	96
平成25年度	2	111	112
平成26年度	0	97	100
平成27年度	2	108	111
平成28年度	3	105	106
平成29年度	4	165	169
平成30年度	8	160	168
令和元年度	26	938	967
令和2年度	29	198	200
令和3年度	62	193	209
令和4年度	68	201	204
令和5年度	102	191	193
令和6年度	125	202	203

(資料 総務局人事課)

※育児休業は当該年度に新たに取得した人数産後休暇取得人数は、産後休暇終了日が属する年度で集計

(2) 市職員の介護休暇取得状況

年度	男性取得人数	女性取得人数	(人)
平成21年度	2	2	
平成22年度	1	1	
平成23年度	2	1	
平成24年度	1	2	
平成25年度	0	1	
平成26年度	1	1	
平成27年度	1	2	
平成28年度	0	0	
平成29年度	1	3	
平成30年度	1	3	
令和元年度	0	6	
令和2年度	1	2	
令和3年度	2	5	
令和4年度	2	2	
令和5年度	1	3	
令和6年度	0	1	

(資料 総務局人事課)

※平成29年度以降は、
旧県費教職員分も含む。

(3) 女性職員の登用状況

政令指定都市	管理職の女性比率(%)			女性公務員の採用状況(女性比率 %)				
	全体	うち一般行政職	本庁	支庁・地方事務所	全体	うち上級	うち一般行政職	
						うち上級	うち上級	
札幌市	17.2	11.5	16.0	20.4	42.3	36.3	39.6	37.8
仙台市	19.8	18.3	17.1	31.3	47.5	35.0	38.5	58.5
さいたま市	22.3	12.4	9.9	30.8	59.1	44.1	32.7	31.8
千葉市	12.8	10.1	10.3	16.6	58.9	43.8	44.5	41.3
横浜市	20.4	19.6	18.3	25.6	44.2	47.5	44.6	43.1
川崎市	19.0	15.4	13.9	24.3	47.4	37.6	41.6	40.5
相模原市	23.4	26.9	19.0	27.8	48.7	39.4	52.0	42.4
新潟市	20.6	28.7	27.1	15.8	61.9	60.7	49.3	45.3
静岡市	15.1	12.2	11.3	21.8	54.3	41.4	39.8	40.6
浜松市	10.0	8.0	9.3	15.2	45.2	47.6	46.3	45.8
名古屋市	14.6	9.8	9.2	19.0	44.3	43.5	51.5	48.4
京都市	14.7	13.3	11.6	18.6	36.5	48.0	50.7	52.6
大阪市	19.5	18.9	18.4	21.9	44.3	47.1	43.7	43.2
堺市	21.5	20.1	22.2	19.5	45.5	45.3	55.6	55.7
神戸市	22.1	18.7	13.8	30.2	56.2	54.9	44.2	45.6
岡山市	18.8	19.3	17.2	22.1	51.0	34.1	37.4	30.0
広島市	17.5	16.4	14.8	21.5	54.0	50.2	57.2	44.4
福岡市	19.4	20.2	14.8	28.0	47.3	50.9	49.4	50.8
北九州市	17.1	18.0	16.0	19.0	48.1	46.3	43.7	42.8
熊本市	15.3	14.2	13.5	17.6	55.2	44.0	49.7	44.0
全政令指定都市	18.4	16.4	15.3	23.3	48.2	44.6	46.0	44.4
全国(*)	14.1	14.9	13.0	15.5	40.9	38.5	43.4	42.9

(内閣府男女共同参画局 令和7年1月公表)

(注1) 管理職の女性比率の調査時点は原則としてR5.4.1現在だが、各地方自治体の事情により時点が異なる場合もある。

(注2) 女性公務員の採用状況は、R4.4.1～R5.3.31。

(注3) 採用状況は、上級:大学卒業程度としてとりまとめたもの。

(注4) 全国(*)は、総数に対する女性比率。

(4) 審議会等委員への女性登用の目標(都道府県・政令指定都市)

都道府県政令 都市	目標値(目標期限)	目標を設定している審議会等				
		審議会 等数	うち 女性委員を含 む 審議会等数	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	審議会委員総 数に占める女 性比率 (%)
北海道	2027年度まで40%	228	186	2,023	714	35.3
青森県	2026年度末までに40%以上60%以下	62	58	941	298	31.7
岩手県	2020年度まで40% 2020年度までに40%まで上昇させ、それ以降は維持していくことを目指す	92	91	1,511	580	38.4
宮城県	2025年度まで45%	114	108	1,336	513	38.4
秋田県	2025年度まで40%	74	68	879	301	34.2
山形県	2025年度時点50%程度を維持	95	95	1,174	612	52.1
福島県	2030年度まで40%	83	81	1,322	513	38.8
茨城県	2025年度まで50%	65	64	1,253	556	44.4
栃木県	2025年度まで40%	68	68	1,088	395	36.3
群馬県	2025年度までに45%以上(構成員の男女比については均衡を要する)	90	85	964	407	42.2
埼玉県	2026年度まで42%	81	80	1,471	662	45.0
千葉県	2026年度まで40%	113	111	1,680	526	31.3
東京都	40%以上の状態を継続(2030年度まで)	230	230	2,356	1,111	47.2
神奈川県	2027年度まで かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)策定当初は、「40%を超えること(2023)」としていたが、2024年3月に44.3%(2027)と目標値を改めた。	112	112	1,480	627	42.4
新潟県	2026年度以降40%以上	72	72	1,275	494	38.7
富山县	2026年度まで40%以上60%以下	91	87	1,577	567	36.0
石川県	2030年度まで50%	93	93	1,239	547	44.1
福井県	2026年度まで50%または40%以上の審議会を90%	105	104	1,164	535	46.0
山梨県	2026年度まで40%	70	64	808	267	33.0
長野県	①県の審議会等委員の女性割合の維持:40%以上60%以下(2021年度~2025年度) ②女性委員の占める割合が20%未満の県の審議会等数:ゼロ(2025年度)	100	97	1,515	550	36.3
岐阜県	女性委員の参画率が40%~60%まである審議会等の割合を2028年度までに90%	85	85	1,160	531	45.8
静岡県	2025年度まで90%女性比率40%以上の審議会の割合を90%以上	78	77	1,223	510	41.7
愛知県	2025年度までに40%以上60%以下	67	67	1,189	420	35.3
三重県	2025年度まで70.7%女性委員の割合が委員総数の40%以上、60%以下となる構成の附属機関の数が、全附属機関の70.7%となること・全附属機関における女性委員の割合を40%とする。	104	101	1,360	447	32.9
滋賀県	毎年40%以上60%以下(2025年度)、女性委員が30%未満の附属機関が0%(2025年度)	97	97	1,404	619	44.1
京都府	2025年度まで40%	112	111	1,856	647	34.9
大阪府	40%以上60%以下	156	146	3,994	1,223	30.6
兵庫県	2025年度まで40%	63	63	1,468	497	33.9
奈良県	2025年度まで40%	136	128	1,261	411	32.6
和歌山县	2026年度まで40%	102	94	1,206	424	35.2
鳥取県	40%以上	60	59	874	387	44.3
島根県	2026年度まで50%	102	102	1,488	709	47.6
岡山县	2025年度まで40%	71	69	1,276	442	34.6
広島県	2025年度まで40%	94	94	1,170	432	36.9
山口県	現状の水準(2020年:46.5%)を維持	61	60	649	292	45.0
徳島県	2026年度まで57%	85	84	1,336	728	54.5
香川県	2025年度まで40%	61	61	854	334	39.1
愛媛県	2030年度まで45%	148	143	1,500	585	39.0
高知県	2025年度まで50%	168	155	1,902	679	35.7
福岡県	2025年度まで42%	86	86	1,215	514	42.3
佐賀県	2025年度まで40%	96	94	1,340	530	39.6
長崎県	2025年度まで40%以上60%以下	59	58	1,034	377	36.5
熊本県	2025年度まで40%	124	123	1,828	724	39.6
大分県	2025年度まで40%	102	102	1,931	807	41.8
宮崎県	2026年度まで50%	86	86	1,328	579	43.6
鹿児島県	2027年度までに40%以上60%以下	90	89	1,709	712	41.7
沖縄県	2026年度まで40%	154	144	1,837	640	34.8
計		4,685	4,532	66,448	25,975	39.1
札幌市	2027年度まで40%	85	84	1,655	551	33.3
仙台市	2025年度末まで40%以上	132	131	1,915	713	37.2
さいたま市	2028年度まで42%	157	152	2,170	766	35.3
千葉市	2027年度までに40%以上60%以下	105	104	1,504	512	34.0
横浜市	2025年度まで40%未満の附属機関数30機関(3人以下の附属機関除外)	187	186	2,551	1,062	41.6
川崎市	2025年度まで40%	277	257	4,028	1,379	34.2
相模原市	2027年度まで40%	156	135	2,207	809	36.7
新潟市	2025年度まで45%	172	171	2,524	1,080	42.8
静岡市	2030年度まで40%	131	118	1,625	502	30.9
浜松市	2024年度まで35%	65	59	2,143	762	35.6
名古屋市	2025年度まで40%以上60%以下	93	91	1,976	708	35.8
京都府	2025年度まで35% 附属機関等のうち、男女いずれの登用率も35%以上である附属機関等の割合70%	208	208	3,334	1,185	35.5
大阪市	2025年度まで40%	102	99	2,903	1,063	36.6
堺市	2026年度まで45%	77	76	1,354	595	43.9
神戸市	2025年度まで40%	155	142	2,592	750	28.9
岡山市	男女いずれか一方の委員の総数が10分の4未満にならないように選任しなければならない。	67	67	1,191	535	44.9
広島市	2025年度まで40%審議会委員における女性の割合を増やす	69	67	1,198	377	31.5
福岡市	2025年度まで40%	48	48	822	326	39.9
北九州市	市付帯機関等における女性委員の比率:50%維持(令和10年度まで)	83	83	1,439	739	51.4
熊本市	2028年度まで40%~60%	166	139	2,275	709	31.2
計		2,535	2,417	41,406	15,125	36.5
合計		7,220	6,949	107,854	41,100	38.1

(5) 一般行政職の職位別、年代、男女別職員数(令和7年4月1日現在)

		職員数			10代			20代			30代			40代			50代			60代			70代			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
8級	局長級	22	1	23	4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1	21	2	0	2	0	0	0	
7級	局次長級	30	5	35	14%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	30	4	34	0	0	0	0	0	0
6級	参与級	53	2	55	4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	2	55	0	0	0	0	0	0	
5級	課長級	141	29	170	17%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	5	132	28	160	5	0	5	0	0	0
4級	課長補佐級	201	31	232	13%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	7	64	126	22	148	18	2	20	0	0	0
3級	係長級・主査級	744	319	1,063	30%	0	0	0	0	0	0	276	104	380	321	132	453	126	75	201	20	8	28	1	0	1
2級	主任主事級	379	377	756	50%	0	0	0	142	126	268	192	198	390	21	38	59	22	11	33	2	4	6	0	0	0
1級	主事級	175	144	319	45%	8	4	12	162	130	292	4	5	9	0	5	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	1,745	908	2,653	34%	8	4	12	304	256	560	472	307	779	403	184	587	510	143	653	47	14	61	1	0	1

(注) 「市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による一般行政職員。

(資料 総務局人事課)

(6) 教育職員(市立小・中学校の正規教育職員)の職位別、年代、男女別職員数(令和7年5月1日現在) ※再任用を含む

職位	職員数			10代			20代			30代			40代			50代			60代			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
校長	97	21	118	17.8%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	19	90	26	2	28	
教頭	83	40	123	32.5%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	9	72	38	110	4	0	4
主幹教諭	32	4	36	11.1%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	2	18	14	2	16	2	0	2
教諭	1043	1178	2221	53.0%	0	0	0	232	261	493	355	329	684	171	243	414	113	250	363	172	95	267
合計	1255	1243	2498	49.8%	0	0	0	232	261	493	355	329	684	194	247	441	199	290	489	178	95	273

(資料 教育委員会教育局教職員課)

2 成果指標に係る数値

第4次静岡市男女共同参画行動計画では、9の基本目標に対して、13の成果指標を定めています。

以下に、その指標の推移を掲載します。

(計画期間:令和5年度～令和12年度、中間目標値:令和8年度末時点、目標値:令和12年度末時点)

●基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

(1) 指標1 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような男女の役割を分けて固定的に考えることについて反対する人の割合

【中間目標値:80%、目標値:90%】

年 度	割合
令和7年度	70.0%

出典:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

●基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実

(1) 指標2 中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動の実施割合

【中間目標値:50%、目標値:60%】

年 度	実施割合
令和6年度	58.1%

出典:男女共同参画・人権政策課調べ

※ 調査対象は、静岡市立中学校全学年の普通学級。

●基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

(1) 指標3 DV相談窓口(市役所・配偶者暴力相談支援センター)の周知度

9～35 【中間目標値:70%、目標値:90%】

36～41	知っている人の割合
令和7年度	59.8%

出典:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

(2) 指標4 配偶者間における「身体的暴力(平手で打つ)」「経済的暴力(家計に必要な生活費を渡さない)」

「社会的暴力(他の異性(同性愛者の場合は他の同性)との会話を許さない)」「精神的暴力(「誰のおかいで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う)」を暴力として認識する市民の割合

【中間目標値:平手で打つ90%・生活費を渡さない80%・他の異性との会話を許さない70%・

「誰のおかいで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う80%、

目標値:平手で打つ100%・生活費を渡さない90%・他の異性との会話を許さない80%・

「誰のおかいで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う90%】

年 度	暴力の種類	どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合
令和7年度	身体的暴力(平手で打つ)	77.3%
	経済的暴力(家計に必要な生活費を渡さない)	75.6%
	社会的暴力(他の異性(同性愛者の場合は他の同性)との会話を許さない)	57.8%
	精神的暴力(「誰のおかいで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う)	69.8%

出典:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

●基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

(1) 指標5 「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という用語を知っている20～50代の人の割合

【中間目標値:30%、目標値:50%】

年 度	知っている人の割合
令和7年度	20.3%

出典:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

※「言葉と内容を両方知っている」と回答した人と「言葉は知っている」と回答した人の合計

※20代には18歳と19歳の回答を含む

(2) 指標6 子宮頸がん、乳がんの検診受診率

【中間目標値:子宮頸がん60%・乳がん47%、目標値:令和8年度に設定予定】

年 度	検診の種類	受診率
令和6年度	子宮頸がん	38.5%
	乳がん	30.0%

出典:健康づくり推進課調べ

●基本目標5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

(1) 指標7 ひとり親家庭(母子世帯、父子世帯)の親の非正規就業率

【中間目標値:母子世帯48%・父子世帯12%、目標値:母子世帯45%・父子世帯10%】

年 度	世帯の種類	非正規就業率
令和2年度	母子世帯	51.5%
	父子世帯	15.0%

出典:国勢調査

(2) 指標8 「静岡市は困難な問題を抱える人(高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人、性的少数者など)に対する支援が充実している」と思う人の割合

【中間目標値・目標値:調査実施後、目標値を設定】

年 度	割合
令和7年度	20.7%

出典:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画課)

●基本目標6 地域における男女共同参画の実現

(1) 指標9 自治会・町内会の役員に占める女性の割合

【中間目標値:20%、目標値:20%以上】

年 度	割合	内 訳
令和7年度(4月1日時点)	17.9%	3,658 人中、 656 人

(内訳)会長

年 度	割合	内 訳
令和7年度(4月1日時点)	4.6%	953 人中、 44 人

(内訳)副会長

年 度	割合	内 訳
令和7年度(4月1日時点)	16.6%	1,743 人中、 290 人

(内訳)会計

年 度	割合	内 訳
令和7年度(4月1日時点)	33.5%	962 人中、 322 人

出典:男女共同参画・人権政策課調べ

●基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 指標10 週就業時間50時間以上の雇用者の割合

【中間目標値:男女計20%、目標値:男女計20%以下】

年 度	性別	割合
令和4年度	男性	22.1%
	女性	9.2%
	男女計	16.6%

出典:就業構造基本調査

●基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現

(1) 指標11 25~44歳女性の有業率

【中間目標値:83%、目標値:85%】

年 度	有業率
令和4年度	83.4%

出典:就業構造基本調査

●基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

(1) 指標12 市の審議会等における女性委員の割合

【中間目標値:40%、目標値:40%以上】

年 度	女性委員の割合
令和7年度	31.1%

出典:男女共同参画・人権政策課調べ

(2) 指標13 管理的職業従事者に占める女性の割合

【中間目標値:30%、目標値:30%以上】

年 度	女性の割合
令和2年度	15.5%

出典:国勢調査

3 第4次男女共同参画行動計画のモニタリング指標

項目	現状値	担当課等
① 社会における女性の活躍状況について、国際機関が各国を順位付けしていることを知っている人の割合（ジェンダー・ギャップ指数）	43.6% (R 7年度)	市男女共同参画・人権政策課調べ
② L G B T など性的少数者の認知度	66.0% (R 7年度)	市男女共同参画・人権政策課調べ
③ 各区女性相談 DV相談件数	411件 (R 6年度)	市福祉総務課調べ
④ 女性会館相談室 DV相談件数	390件 (R 6年度)	市男女共同参画・人権政策課調べ
⑤ 自殺による死亡率 (人口10万人あたりの自殺死亡者数)	13.7% (R 6年)	市精神保健福祉課調べ
⑥ 地域防災会議における女性の割合	16.7% (R 7年)	市危機管理課調べ
⑦ 自治会・町内会の三役に占める女性の割合	会長：4.6% 副会長：16.6% 会計：33.5% (R 7年)	市男女共同参画・人権政策課調べ
⑧ P T A会長に占める女性の割合	21.1% (R 7年度)	市男女共同参画・人権政策課調べ
⑨ 週就業時間60時間以上の雇用者の割合	5.2% (R 4年度)	就業構造基本調査
⑩ 「職場」における男女の平等感（平等であると感じる割合）	28.5% (R 7年度)	市男女共同参画・人権政策課調べ
⑪ 放課後児童クラブ待機児童数	12人 (R 7年度)	市子ども未来課調べ
⑫ 男性の育児休業取得率	44.1% (R 6年度)	県雇用管理状況調査
⑬ 30代女性の正規雇用労働者率	55.9% (R 2年度)	国勢調査
⑭ 常用雇用者に占める介護を理由として離職した人の割合	男性：0.09% 女性：0.24% 男女計：0.14% (R 6年度)	県雇用管理状況調査

（モニタリング指標：目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと）